

第 4 次

勝山市地域福祉計画

計画期間：令和 4 年度～令和 7 年度



勝山市



ごあいさつ

勝山市では、平成 18 年に第 1 次勝山市地域福祉計画を策定し、平成 23 年に第 2 次計画、平成 28 年に第 3 次計画を策定しました。この間、平成 21 年から始まった災害時要援護者登録制度は、避難行動要支援者登録制度として定着し、各地域の自主防災組織も年々増加していくなど、地域での見守り活動や要支援者、行方不明者への取り組みが、地域住民と行政が関係団体や各機関と連携し一体となって、地域福祉の推進に取り組む動きが着実に進んできています。

勝山市の人口減少が進み、高齢化率は 36% を超え、三世帯同居も多かった世帯構成にも変化が見られ、核家族、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。

このような状況の中で、地域は地域で見守り、共に生きるという、助け合いの精神が今後ますます重要となり「自助、互助、公助、共助」の考え方を今後も浸透させていく必要があります。

今回策定しました第 4 次勝山市地域福祉計画は、勝山市がこれまで進めてきた子ども、高齢者、障害者、健康・保健の各福祉施策をさらに発展させ、生活困窮者自立支援、成年後見制度への取り組みも加え「誰もが安心して暮らせる人にやさしいすこやかな環境づくり」の基本理念の下、住み慣れた地域でお互いを思いやり、支え助け合い、自らも参画、活動できる地域社会を作っていくことを大きな目標としております。

本計画の策定にあたって、住民意識調査や各種関係計画の策定にご協力いただきました、検討会委員各位や多くの市民の皆様方に対しまして、心より感謝申し上げますとともに、本計画を推進し実のあるものとするよう、今後も市民の皆様および関係団体等と一層の連携を図り、寄り添い力を合わせて地域福祉の向上に積極的に関与してまいります。

令和 4 年 3 月

勝山市長 水 上 実 喜 夫

第4次 勝山市地域福祉計画

目次	1
第1章 地域福祉計画とは	
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 「地域福祉」という考え方	4
第2章 勝山市の人口の推移と福祉を取り巻く現状と課題	
第1節 人口の推移と人口構成	5
第2節 民生委員・児童委員の活動状況	6
第3節 福祉を取りまく現状と課題（各計画から）	7
(1) 子ども	
(2) 高齢者	
(3) 障害者	
(4) 健康・保健	
(5) 避難行動要支援者	
(6) 生活保護（生活困窮）	
第4節 住民意識調査より（抜粋）	21
第3章 地域福祉の基本目標	37
1 基本理念	
2 計画期間と位置付け	
3 計画の体系	
4 地域福祉の基本目標	
第4章 目標達成のための具体的施策	
第1節 生活課題の取り組みと福祉への理解の向上（自助）	40
(1) 高齢者、障害者、子どもなど市民を取り巻く生活課題	
(2) 健康づくりは生活の基本	
(3) 自らが地域の福祉を理解する	

第2節	地域における支え合い（住民同士の見守り 互助）	45
	（1）隣、近所付き合いを再確認	
	（2）地域活動の担い手（住民の中の各種相談員）の育成と役割	
第3節	地域福祉を支援するネットワークの構築（公助）	49
	（1）各種相談機関等の支援体制と役割	
	（2）生活保護に至る前の相談体制の構築	
	（3）成年後見制度の活用	
	（4）社会福祉協議会とともに	
第4節	地域福祉を支援する仕組みづくり	56
	（みんながつながって見守り続ける）	
	（1）災害時避難行動要支援者登録活動の活用	
	（2）地域で見守る体制づくり	
	（3）まちなかでの憩いの場で「みんなで見守り・支え合う」	
第5節	健康と福祉の拠点の活用（みんなが集う場所）	63
	（1）福祉健康センター「すこやか」の活用	
	（2）重層的支援体制の構築	
語彙説明		66
計画策定の経過/検討組織		67

注）文中に「※」の表示のあるものは、語彙説明を参照してください。

第 1 章 地域福祉計画とは

第 1 節 計画策定の趣旨

平成 12 年 6 月の社会福祉法の改正により、第 4 条にて地域福祉の推進が位置づけられ、市町村の地域福祉計画の策定（第 107 条）が新たに規定されました。

第 4 条では、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めねばならないことが示され、第 107 条では、計画策定（変更含む）にあたり、住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者へ必要な措置を講じ、その内容を公表することが示されています。

平成 30 年度には、福祉全般に対する市民向けアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、令和元年度に健康増進計画、老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者福祉計画を策定しました。

それらを土台とし、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、これを受け令和 3 年 9 月に策定したふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進基本計画、社会福祉法に位置付けられた重層的支援体制整備事業を含めた形で地域福祉計画を策定しました。

今後、少子高齢化、人口減少、核家族化等の世帯構成の変化がますます進行することが見込まれるなか、自助、互助、公助、共助の「4つの助」のもとにそれぞれの立場で地域を維持する取り組みが必要になってきます。

この「4つの助」のうちの自助、互助、公助を念頭に、勝山市の福祉環境を維持、推進していけることを目的として、計画を策定しました。

第2節「地域福祉」という考え方

「地域福祉」という考え方は、高齢者や障害者、児童といった対象者ごとではなく、「地域」という場所に注目して、そこに住む人達がお互いに“支え合う”視点から、福祉を捉えたものです。

私たちの地域には、ひとり暮らしの高齢者や障害者、子育て中の家族など、自立した生活を送るために、何らかの支えを必要としている人がいます。

「地域福祉」への取り組みは、そういった人達の生活上の問題点や悩みを話し合い、自分たちにできることを考え、お互いに手を貸したり気遣ったりすることから始まります。

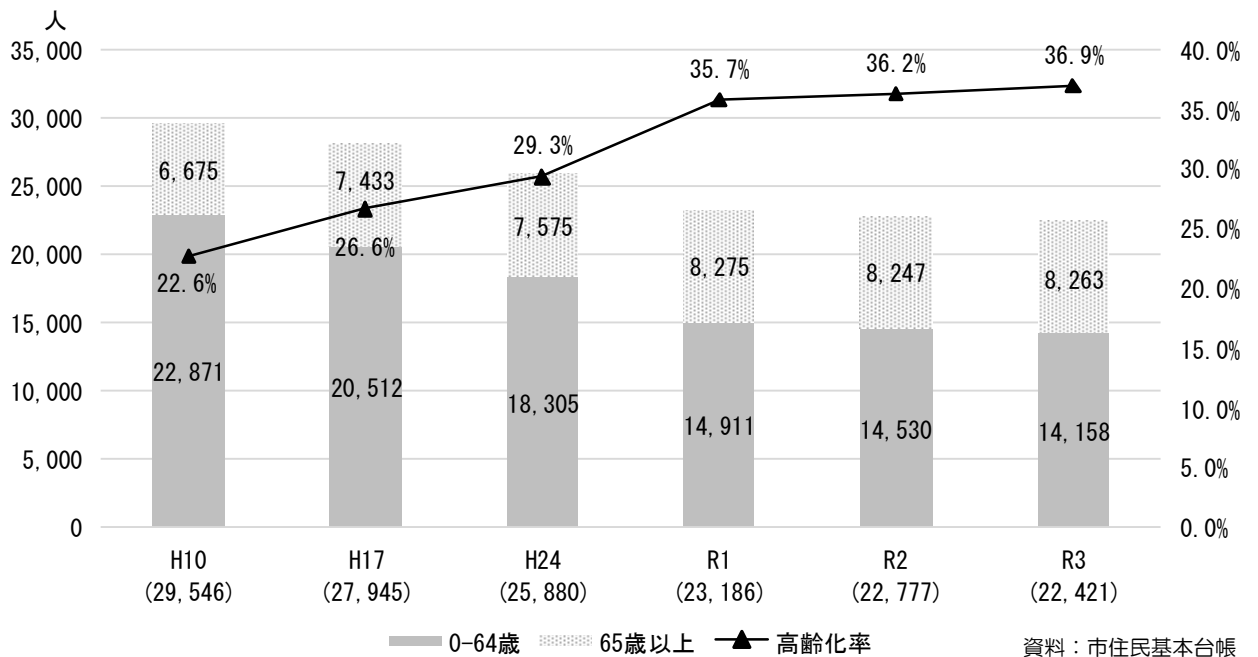
誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野で参加・活動できる地域社会を実現するためには、地域に住む私たちがお互いを思いやり、支え合い、助け合っていくことが大切です。地域住民がつながり合うことで、SDGs（※1）の理念でもある「誰一人取り残さない」社会を目指します。

第2章 勝山市の人口の推移と福祉を取り巻く現状と課題

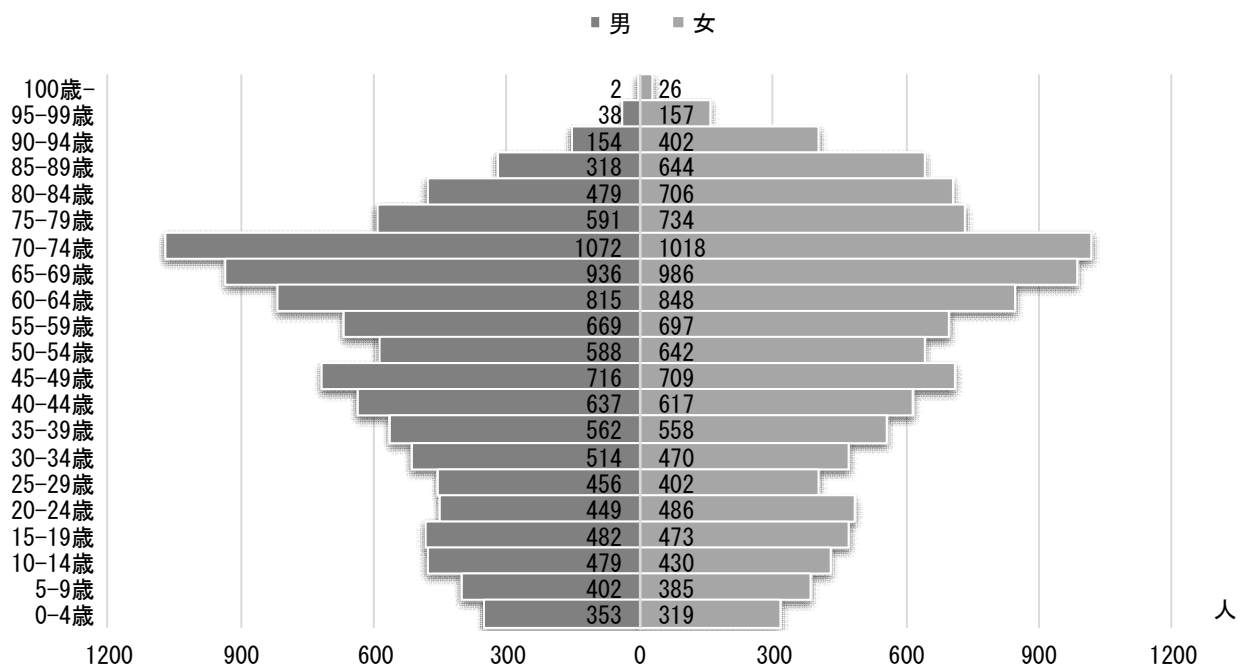
第1節 人口の推移と人口構成

人口の推移

人口の推移をみると、年々減少しており、反比例するように高齢化率は年々上昇しています。人口ピラミッドからも人口の年齢構成がわかります。



人口ピラミッド (R3.4.1現在)



第2節 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員数 77名 主任児童委員 8名 計 85名

○民生委員・児童委員、主任児童委員（以下「民生委員」という）の活動件数

民生委員の相談支援活動件数は、令和2年度は年間1,886件となっており、分野別では「高齢者に関すること」が全体の約70%、「子どもに関すること」が約13%となっています。

相談支援活動以外の活動件数では、「地域福祉活動・自主事業」が約57%を占めており、地域に深くかかわっています。また、見守り、声かけなどの訪問回数は、減少傾向にありますが、活動日数は令和2年度は9,455日で、民生委員一人あたり111日となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス蔓延の影響から活動が縮小していますが、新しい生活様式に対応した活動を模索していく必要があります。

●相談支援活動件数

(単位:件)

区 分	分野別の件数				
	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	合 計
H28	999	67	1,065	217	2,348
H29	1,670	136	840	383	3,029
H30	1,715	164	905	252	3,036
R1	1,451	121	509	223	2,304
R2	1,332	67	253	234	1,886

●相談支援活動以外の活動件数

(単位:件)

区 分	行事・事業・会議 の参加協力	民児協 運営、研修	地域福祉活動・ 自主事業	その他 (調査・証明等)	合 計
H28	1,923	1,592	4,211	229	7,955
H29	2,115	1,587	5,291	316	9,309
H30	2,236	2,060	5,240	348	9,884
R1	1,928	2,099	4,581	292	8,900
R2	1,079	1,525	3,807	243	6,654

●訪問回数と活動日数

区 分	訪問回数(回)			活動日数 (日)
	訪問・連絡活動	その他	合 計	
H28	9,143	5,740	14,883	10,032
H29	11,644	5,951	17,595	11,481
H30	12,105	5,754	17,859	11,466
R1	10,721	5,152	15,873	11,012
R2	10,364	4,636	15,000	9,455

(資料:市福祉・児童課)

第3節 福祉を取りまく現状と課題（各計画から）

（1） 子ども 子ども・子育て支援策の充実

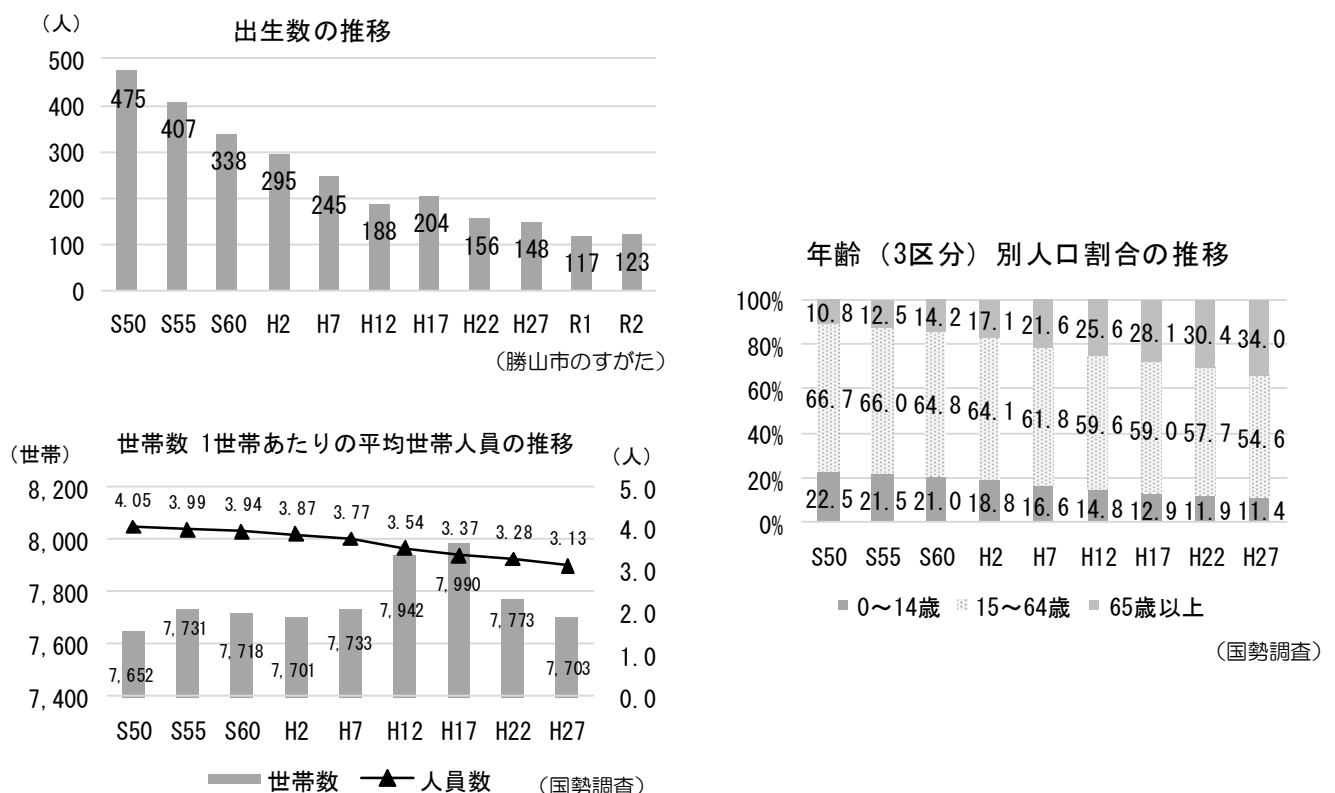
昭和50年に475人であった勝山市内の出生数は、平成12年に初めて200人を割り込み、令和元年度には120人を割り込みました。これに加え高齢化が進んで14歳以下の人口比率は11.4%（平成27年国勢調査）で、昭和50年と比べると11.1ポイント低下しています。

一方、一世帯あたりの平均世帯人員数が昭和50年の4.05人から3.13人（平成27年）にまで減少する中で、ゲーム機やスマートフォンの普及、塾・習い事に通う子どもの増加等により遊びの形態や友達関係が変化するなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきています。また、子育てに対する保護者の意識が多様化すると共に、不安を抱く保護者も増加してきています。

さらに子どもをめぐる問題として、子どもが被害者となる犯罪や事故、児童虐待が発生するなど、子どもに関する社会的問題も深刻化しています。

市では、これを背景に、平成21年度に策定された「勝山市次世代育成支援地域行動計画」（後期計画：平成22年度～平成26年度）に続いて「第1期勝山市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を平成26年度に策定し、子育て世代の多様化するニーズの実態等を検証し、子育て支援の充実や子育て環境の整備を図ってきました。

令和2年3月には、「第1期勝山市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えるにあたり、子育て家庭に寄り添う切れ目のない子育て支援施策を展開するため、「第2期勝山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在はその計画に基づき各種事業に取り組んでいます。



勝山市子ども・子育て支援事業計画（令和２年３月）

計画の期間	令和２年度～令和６年度（５か年）
基本理念	育つよろこび 育てるしあわせ 豊かな自然に笑顔あふれるまち
基本目標	●質の高い教育・保育、子育て支援の充実 ●安心して子どもを生み育てることができる環境の充実 ●社会全体で子どもの成長を見守る支援の充実
計画の体系	（１）幼児教育・保育の環境の充実 ①教育・保育の提供体制の確保 ②幼児教育・保育サービスの充実 （２）子育て家庭への支援体制の充実 ①子育て支援サービスの充実 ②子どもの居場所づくり ③子育て家庭への経済的支援 （３）支援が必要な子ども・家庭への支援 ①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭への自立支援の推進 ③障害児支援の充実 （４）親と子の健康支援の充実 ①妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の実施 ②食育の推進 ③歯科保健対策の充実 ④小児医療の確保とかかりつけ医の推進 （５）地域・社会における子育て支援 ①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(2) 高齢者 高齢化率 40%の時代へ

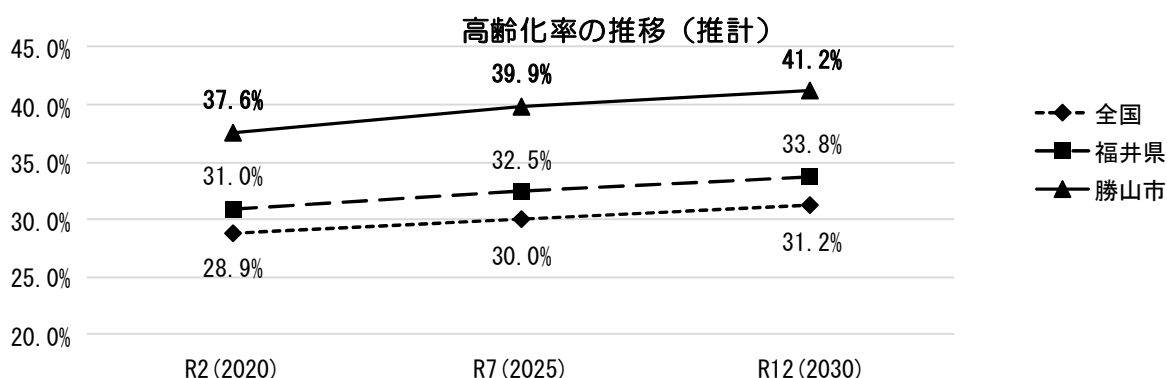
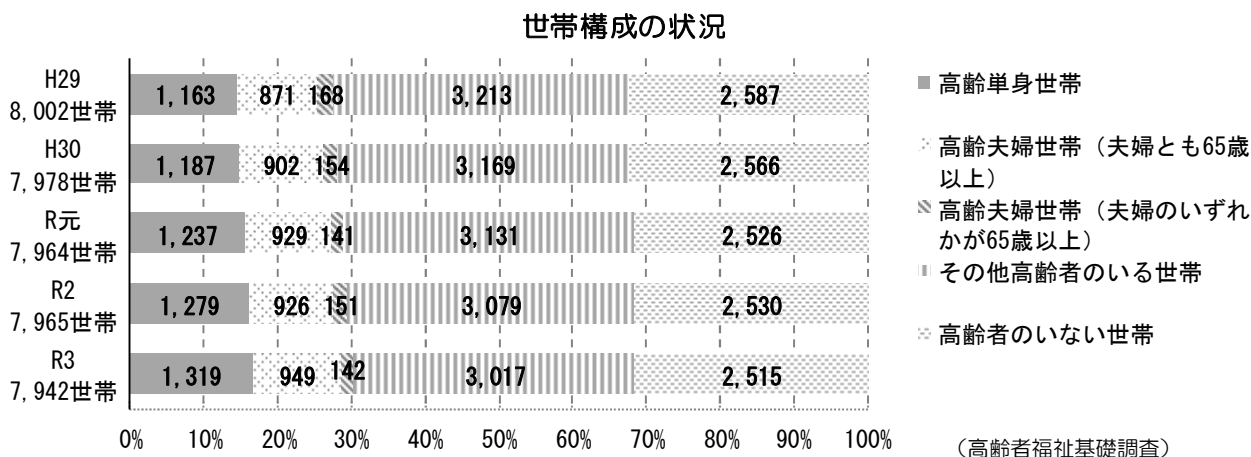
・・・増え続ける要介護者やひとり暮らし高齢者を社会全体で支えるために

勝山市の令和3年4月1日現在の高齢者（満65歳以上）の人口は8,263人で、人口（22,421人）に占める高齢者の割合（高齢化率）は、36.9%になっています。平成28年の高齢化率は33.3%であるため、5年間に3.6%上昇しており、このまま推移すると令和12年には、41.2%となることが見込まれます。また、福井県の高齢化率は令和3年4月1日現在で30.4%となっており、勝山市の高齢化率は県を6.5ポイント上回っています。

こうした高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症などの要介護高齢者が増加するとともに、核家族化の影響で高齢者のひとり暮らし世帯や老夫婦世帯も増加傾向にあります。令和3年の高齢者福祉基礎調査によると、高齢者のひとり暮らし世帯は1,319世帯で市全体の16.6%となっています。支え手となる若者世代が減少すると予測され、介護の担い手不足が続くことが危惧されます。

このような状況を踏まえ、介護人材の確保、市の特性にあった健康づくり・介護予防重視型の施策を中心に検討していきます。地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉の関係機関や民間事業者、民生委員・児童委員を核とし、地域ボランティアネットワークと協力し、きめ細かな地域支援事業の実施と、介護保険サービス事業の充実を図っていきます。

以上のことを考慮し、勝山市では令和2年3月に第8次勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画を策定し各種事業に取り組んでいます。



（国勢調査・日本の地域別将来推計人口）

勝山市老人福祉計画・介護保険事業計画（令和３年３月）

計画の期間	令和３年度～５年度（３か年）
基本理念	安心して暮らせる長寿社会の実現
基本目標 （重点項目）	①高齢者の健康づくりと生きがいの推進 ・高齢者の健康づくりの推進 ・元気な高齢者によるボランティア活動や活躍の場の提供による生きがいの推進 ②高齢者介護体制の充実 ・多様化する高齢者のニーズに応じた介護サービスの推進 ・介護予防、生活支援サービスの充実 ・地域ケア会議の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・認知症対策の充実 ・地域の高齢者見守り活動の推進 ・高齢者福祉サービスの推進 ・介護給付の適正化 ・介護人材の確保・育成・定着 ・高齢者の住まいの確保 ・災害に対する備え ・新型インフルエンザ等の感染症対策の取り組み ③高齢者総合相談・支援の充実 ・地域包括支援センター「やすらぎ」のPRと総合的な相談機能の強化 ・介護者の負担軽減と健康保持に向けた施策の充実 ・高齢者の権利擁護と虐待防止に向けた事業の推進

(3) 障害者 障害者の自立と社会参加をどのように支援していくか

平成25年4月に障害者自立支援法が、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に改正され、難病患者の方々も、障害福祉サービスを利用できる対象になるなど、障害福祉という言葉には多くの意味合いが含まれるようになりました。

勝山市内の障害者数の現状を見ると、人口減少にともない緩やかに減少しています。

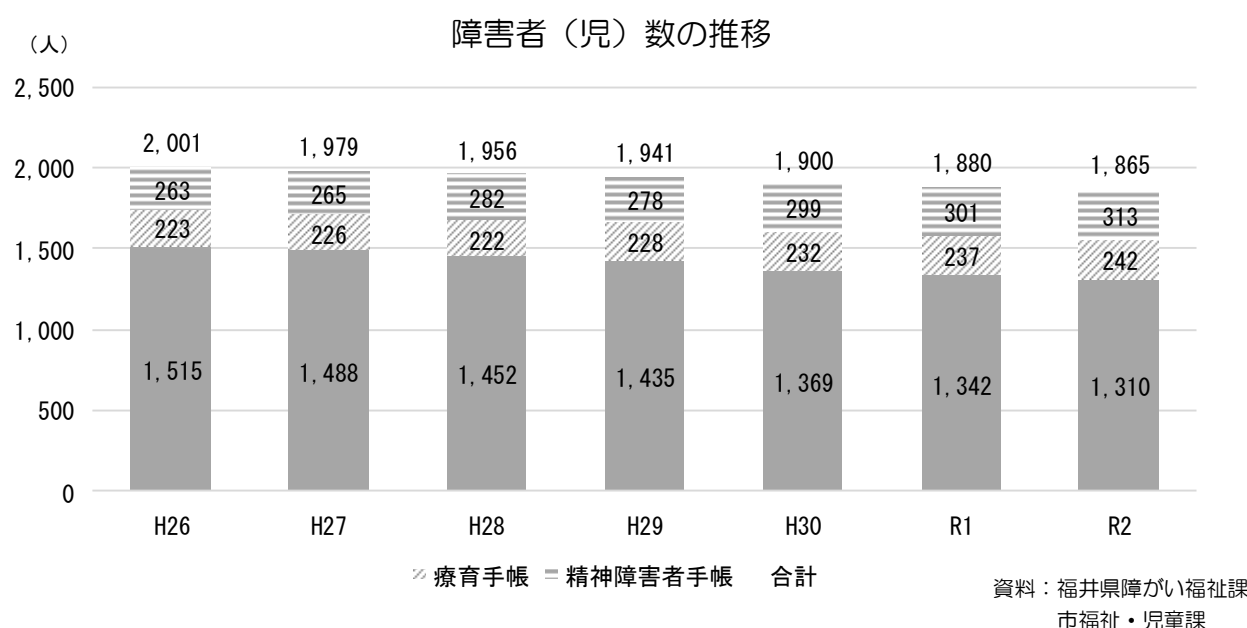
身体障害者は肢体不自由が多く、令和3年3月末現在で全体の53.0%を占めており、次いで内部障害は28.3%となっており心臓・腎臓障害が多く占める状況になっています。年齢別では、65歳以上の高齢者が全体の79.4%を占め、障害者の高齢化が顕著になっています。

知的障害者は、令和3年3月末現在で療育手帳の所持者数が242人で、その内18歳から59歳の方は149人で61.6%を占めています。

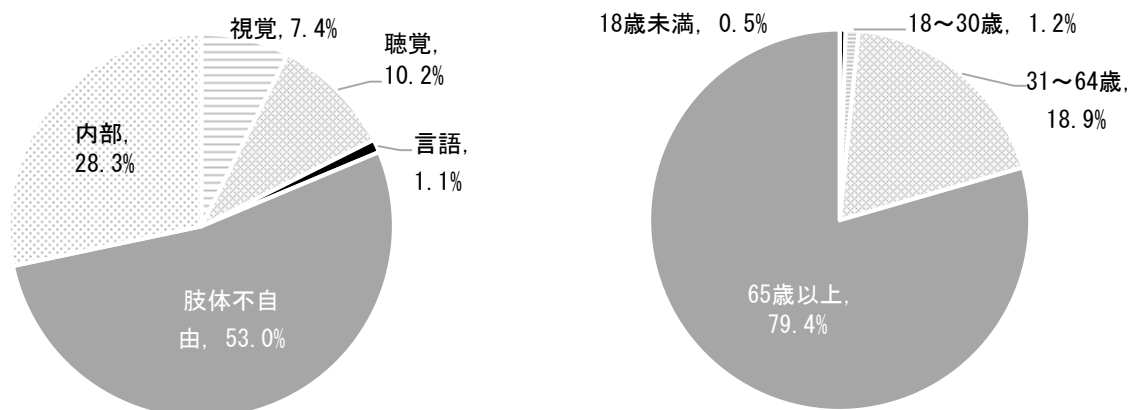
精神障害者保健福祉手帳を所持している人の数は、同制度開始以降増加しており、令和3年3月末現在で313人となっています。また、精神科に通院し、自立支援医療の支給を受けている人は428人となっています。

勝山市においては、平成25年4月からのことばの育ちの教室では、公認心理師等による療育により専門機関へのつなぎを行い、近くで専門的な療育ができるようになりました。また、奥越特別支援学校の開校と同時に放課後等デイサービスも学校の敷地内に開設し、障害がある子どもへの福祉サービスも充実してきました。

勝山市では、共通基本目標として「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し差別もなく、支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進」とし、各施策に取り組んでいます。



身体障害者（児）の状況（身体障害者手帳）



資料：福井県障がい福祉課
令和3年3月末現在

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	31	29	6	7	16	8	97
聴覚	2	34	18	30	1	48	133
平衡機能	0	0	0	0	1	0	1
音声・言語・そしゃく	0	2	6	6	0	0	14
上肢	57	51	40	20	20	12	200
下肢	19	56	133	169	23	19	419
体幹	16	22	18	0	9	0	65
脳原性上肢	2	3	2	1	0	0	8
脳原性移動	0	0	0	1	1	0	2
心臓	131	4	50	24	0	0	209
腎臓	77	0	9	1	0	0	87
呼吸器	6	0	10	5	0	0	21
ぼうこう・直腸・小腸・免疫	1	2	6	43	0	0	52
肝臓	2	0	0	0	0	0	2
合計	344	203	298	307	71	87	1,310

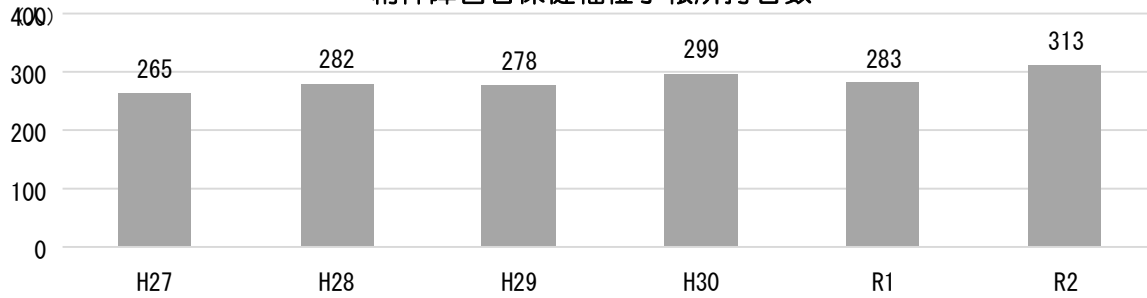
知的障害者（児）の状況（療育手帳）

区分	A1 (重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	計
0～5歳	0	0	1	1	2
6～12歳	3	0	2	5	10
13～17歳	0	0	2	5	7
18～30歳	17	1	10	25	53
31～59歳	28	2	40	32	102
60～64歳	10	2	10	1	23
65～74歳	16	2	12	6	36
75歳以上	6	0	3	0	9
計	80	7	80	75	242

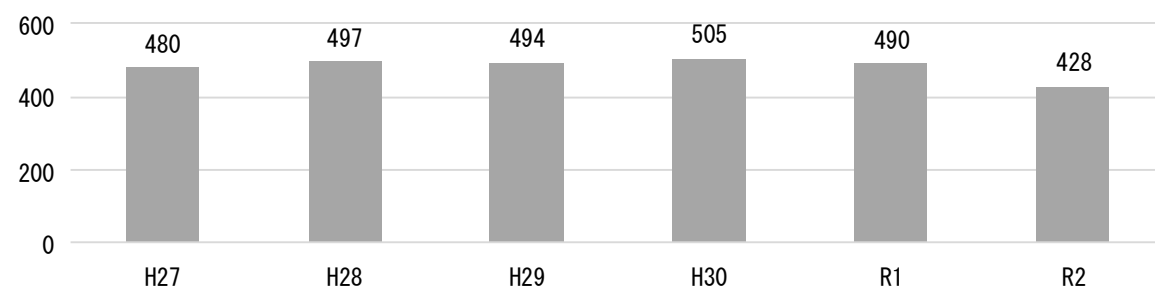
資料：市福祉・児童課
令和3年3月末現在

精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数

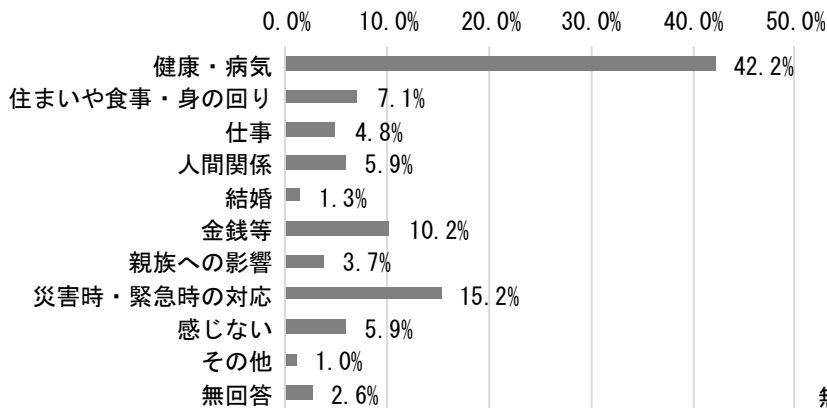


自立支援医療費（精神通院医療）受給者証所持者

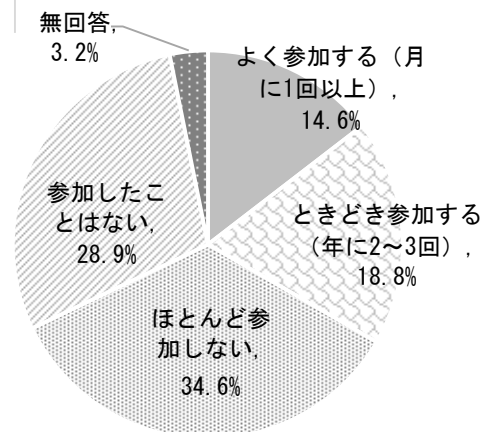


資料：福井県障がい福祉課
市福祉・児童課
令和3年3月末現在

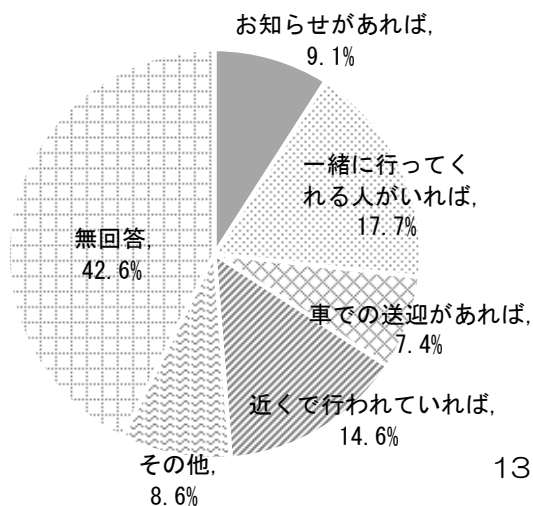
障害者へのアンケート結果から 日常生活上の不安に感じること



地域活動の参加の状況



地域活動にどうすれば参加しやすいか



資料：平成30年度実施
住民意識調査
市福祉・児童課

第4次勝山市障害者福祉計画（令和2年3月）

計画期間	令和2年度～6年度（5か年）
基本的な考え方	●障害者（児）の福祉サービス・相談・支援体制の充実 ●きめ細やかな保健・医療の連携 ●豊かな生活のための自立支援 ●地域で支える基盤づくり ●安全・安心できる生活環境の整備 ●共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進
施策の体系	●障害者（児）の福祉サービス・相談・支援体制の充実 ①相談支援体制の充実 ②在宅・施設・生活等のサービス等の充実 ③サービスの向上と人材の確保・育成 ●きめ細やかな保健・医療の連携 ①障害の早期発見・早期支援 ②精神保健・医療との連携 ③難病に関する施策の推進 ●豊かな生活のための自立支援 ①就労支援と雇用の促進 ②経済的自立の支援 ③障害児の就学・放課後等の支援 ④スポーツ・文化活動を通じた生きがいづくりの推進 ●地域で支える基盤づくり ①ボランティア活動の充実と地域での見守り活動 ②福祉教育の推進（心のバリアフリー・障害者に対する理解） ③災害時における支援体制づくり ●安全・安心できる生活環境の整備 ①公共施設等のバリアフリー ②交通・移動手段の支援 ③情報通信における情報アクセシビリティの向上 ④意思疎通の支援の充実 ●共生に向けた差別の解消と権利擁護の推進 ①障害者虐待防止の推進 ②成年後見と権利擁護

(4) 健康・保健 市民生活の安定と福祉向上の基本は”健康”にあり

勝山市は急速な少子高齢化や生活習慣の変化等により疾病構造が変化し、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加しています。

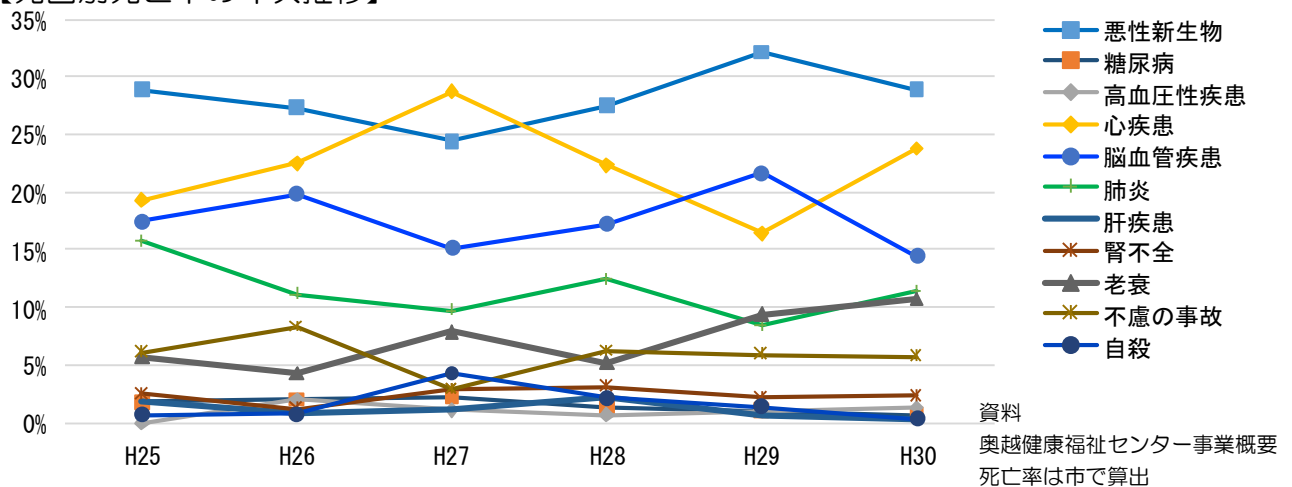
死因別死亡率をみると、がん（悪性新生物）、続いて心疾患や脳血管疾患の順に高くなっています。

誰もが生涯を通じて安心して暮らせる社会の実現のためには、一人ひとりの健康づくりの推進とともに、それを支える社会環境の整備が必要です。今後、生涯にわたる健康づくりとして、良い生活習慣の実践による疾病予防の取り組みが一層重要となっています。

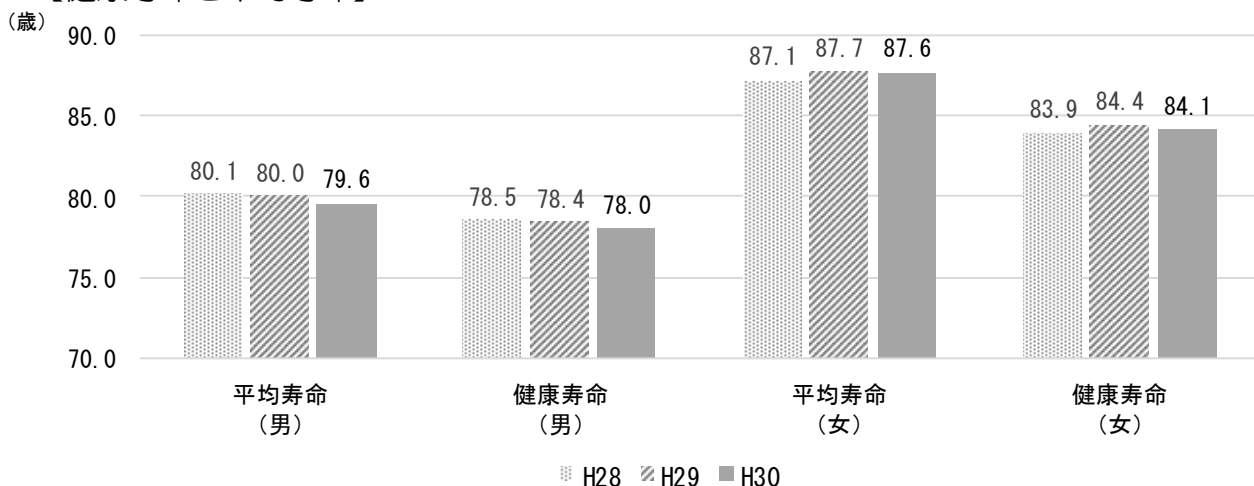
自殺対策についてはこれまで健康増進計画の中で「こころの健康づくり」として取り組んできましたが、平成 28 年 3 月の自殺対策基本法の改正に伴い、自殺対策計画を含めて策定し、「生きることの包括的な支援」の視点を加え、地域の実情に即した取り組みを推進します。

勝山市では、以上の観点に立ち、令和 2 年 3 月に第 4 次勝山市健康増進計画・勝山市自殺対策計画を策定し、「誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくり」を目指して事業を推進します。

【死因別死亡率の年次推移】



【健康寿命と平均寿命】



第4次勝山市健康増進計画・勝山市自殺対策計画（令和2年3月）

計画期間	令和2～6年度（5か年）
目標	＜健康増進計画＞ （1）良い生活習慣の実践による健康づくり ①食生活 「食習慣を見直し、健康に配慮した食生活を実践する」 ②運動 「普段から意識して積極的にからだを動かす」 ③健診（検診） 「健診（検診）を受けて自己管理をする」 ④歯と口 「歯科健診・口腔ケアで歯と口の健康を保つ」 ⑤アルコール 「アルコールに対して正しい知識を身につけ、適正飲酒を心がける」 ⑥たばこ 「受動喫煙を防止し、たばこによる健康被害を減らす」 ⑦睡眠・休養・こころ 「ストレスと上手に付き合い、こころと身体の健康を保つ」 （2）次世代を担う子どもの健康づくり 「安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに成長できる」 （3）健康を支える環境 ①人材・地区組織育成 「人とつながり、支えあう地域づくり」 ②感染症対策 「感染症を予防し、感染拡大を防ぐ」 ③医療体制 「安心して医療が受けられるよう、地域の医療を守る」 ④保険者横断的な予防・健康づくりの推進 「行政、保険者、職域等が連携した健康づくり体制の推進」 ＜自殺対策計画＞ 1. 地域におけるネットワーク強化 2. 市民への啓発と周知 3. 生きることの促進要因への支援 4. 自殺対策を支える人材の育成 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

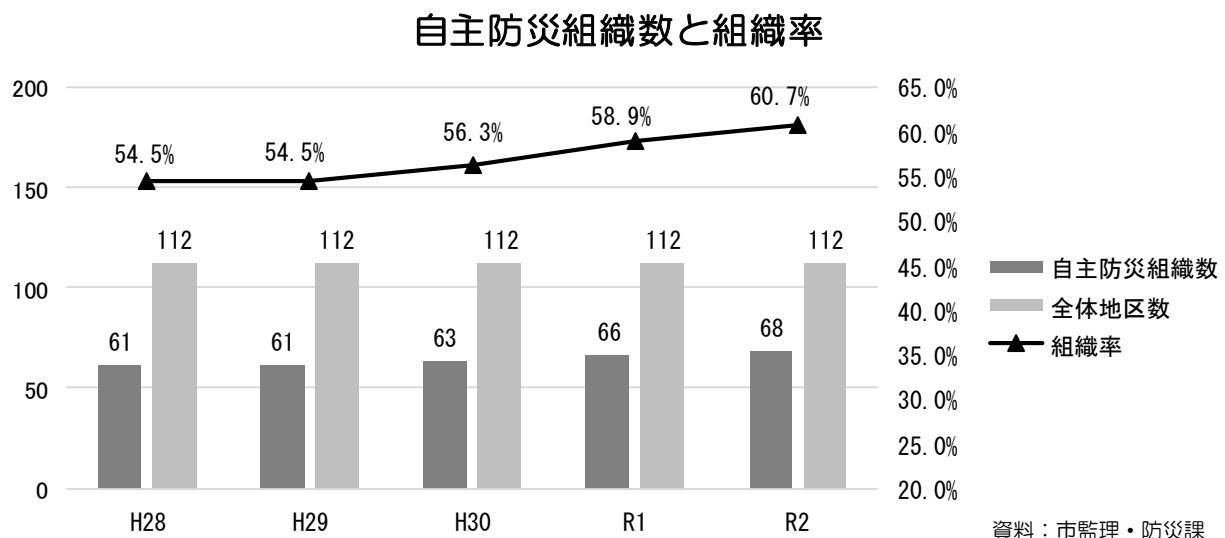
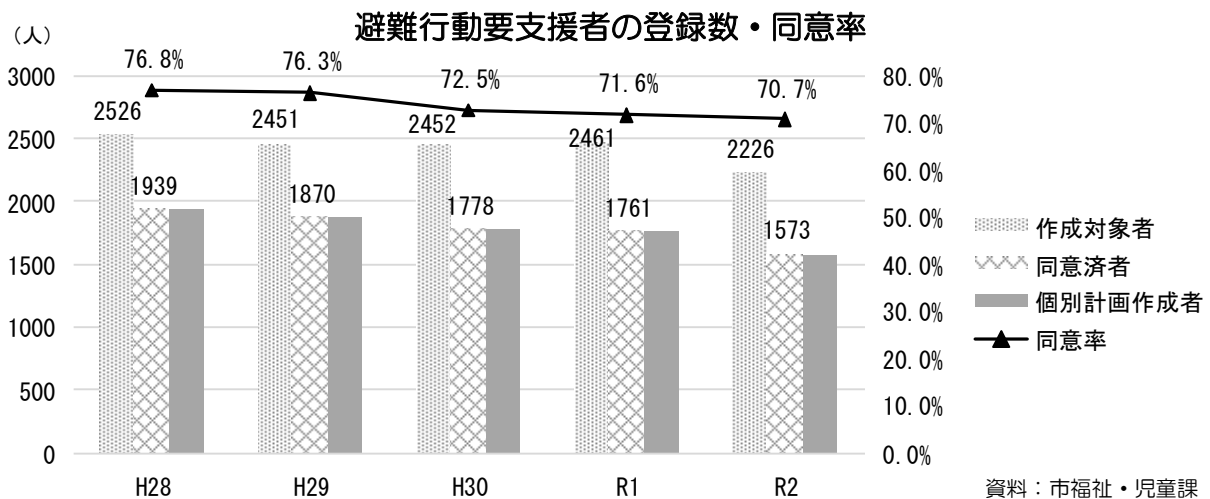
(5) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等の状況

勝山市は、平成 18 年 3 月に示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「勝山市災害時要援護者避難支援計画」を平成 20 年 3 月に策定し、災害時要援護者新規・更新登録を毎年実施しています。そして同意された要援護者に対する個別支援計画も策定しています。

また、同意された要援護者の情報は、区長・町内会長・班長など地域の自主防災組織などの関係者に名簿として配布（毎年更新）し災害時には自助、共助の精神のもと地域で支援体制をとるなど、登録から名簿の作成・活用に至るまで行政と地域の協力で実施しています。

このように、勝山市内には、112 地区それぞれが、区長等を中心とした見守り活動を行っています。中でも、区や地域で自主防災組織として市において登録されているのは 68 自主防災組織（60 地区）（令和 3 年 4 月 1 日現在）であり、冬季間における除雪活動も含めて地域で助け合いながら生活しています。

災害対策基本法の改正（平成25年）による勝山市地域防災計画の見直しに際し、避難行動要支援者の行動支援に関する取り組み指針（平成25年8月内閣府）を踏まえ新たに「勝山市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、現在に至っています。



(6) 生活保護等の状況

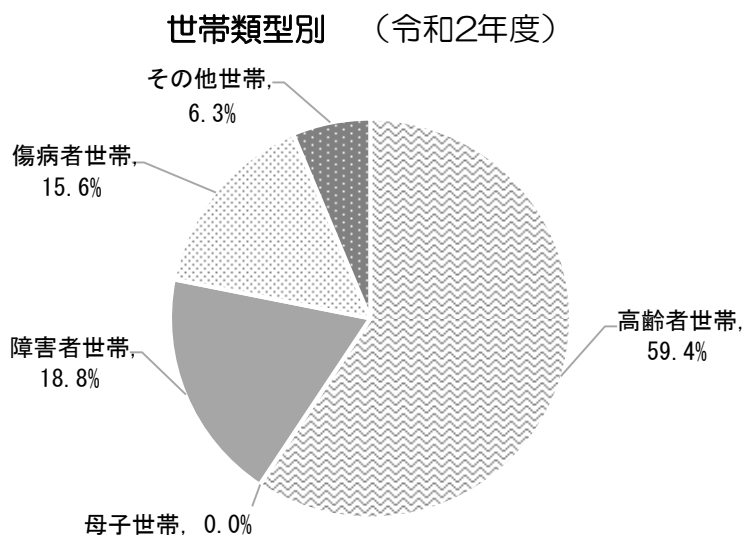
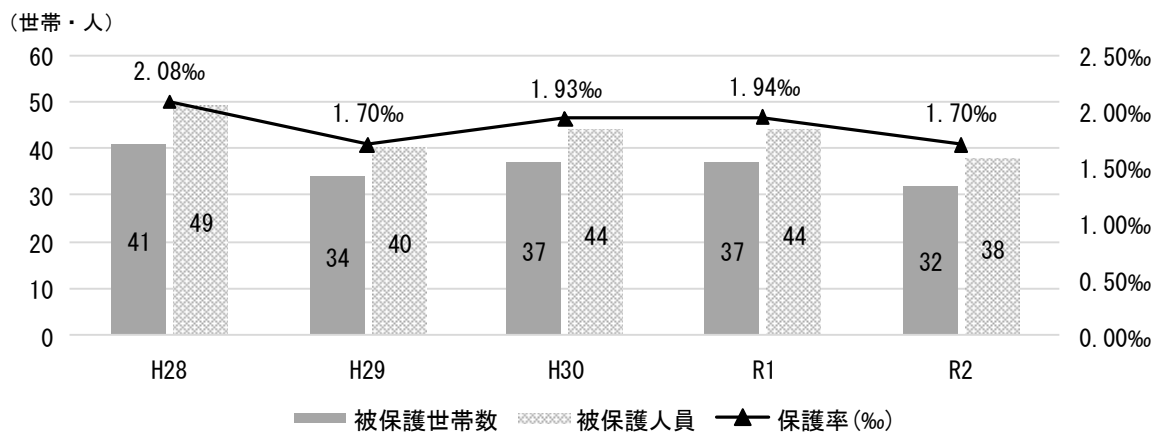
○生活保護の現状

勝山市においては、平成28年度から保護率が概ね1.7‰から2‰の間で変動しています。平成27年度からは生活困窮者自立支援法が施行され、金銭的に困った市民を早い段階から支援することが充実・強化されました。これに伴い、対象者の年金受給権の洗い出しや障害者支援制度の活用、生活福祉資金等貸付制度など様々な公的支援を組み合わせた支援により、生活保護率は若干減少傾向にあります。

(参考 全国平均 16.5‰ 平成31年2月数値)

注) ‰とは、1000分の1の単位

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管内世帯数	7,647	7,638	7,614	7,597	7,598
被保護世帯数	41	34	37	37	32
管内人口	23,603	23,531	22,848	22,720	22,315
被保護人員	49	40	44	44	38
保護率(‰)	2.08‰	1.70‰	1.93‰	1.94‰	1.70‰

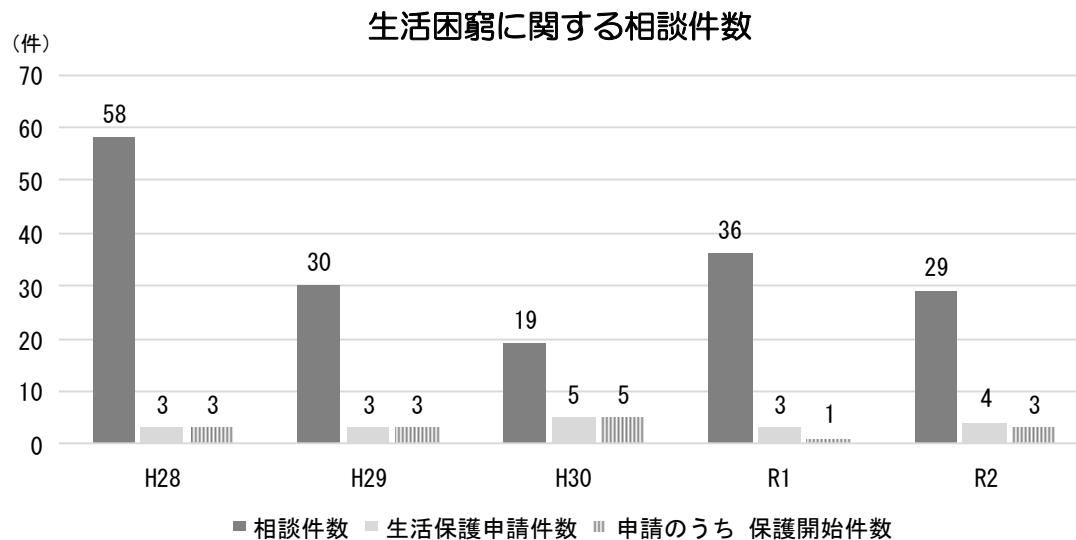


○生活困窮に関する相談

失業や病気で生活が苦しい、医療費や介護費用が払えないなど、金銭の困窮に起因する相談は生活困窮者自立支援事業として社会福祉協議会に委託して実施しています。相談のほとんどが雇用保険、傷病手当、高額療養費、年金制度など、公的な支援制度を知らないために申請していない場合が多く、相談者に対して制度の紹介や付き添い支援を実施しています。

どの制度でも対応できず、生活保護の申請に至るケースもあります。

近年は8050問題や高齢者単身世帯などの問題もあり、重層的な課題解決が必要になってきています。



資料：市福祉・児童課



第4節 住民意識調査より（抜粋）

住民意識調査の実施

地域福祉計画を策定するに当たり、平成30年9月から10月にかけて住民意識調査を実施しました。調査は、一般、健康、高齢者、障害児者、児童・生徒、子育て世帯を対象に実施し、調査項目については、調査対象者及びそれぞれの目的に合わせて検討を行い、統計学上の信頼度を確保できるよう調査対象数と調査方法（郵送、託送、学校等委託など）を決定しました。

調査対象者数の少ない「障害児調査」を除く他の調査対象については、統計学上の高い信頼度を得るデータ数を確保することができました。結果の概要は以下のとおりです。

住民意識調査件数

調査期間：平成30年9月～10月 集計まとめ：平成31年3月

（件）

調査名称	対象者	対象者総数	部分計	調査対象数	回収数	回収率（％）	信頼度99％となる標本数	信頼度95％となる標本数	信頼度90％となる標本数
一般	74歳以下	15,990	15,990	1,200	686	57.17%	639	375	268
健康	64歳以下	12,179	12,179	700	608	86.86%	631	372	266
高齢者 65歳以上	一般	6,747	8,214	750	719	95.87%	615	367	263
	要介護（在宅）	1,467							
障害児	身体	5	56	56	34	60.71%	52	49	47
	知的	21							
	精神	5							
	福祉サービスのみの支給児 ※1	25							
障害者	身体	712	984	900	474	52.67%	404	280	215
	知的	126							
	精神	183							
児童・生徒 (本人)	小学生	373	947	947	371	99.46%	239	189	158
	中学生	574			552	96.17%	308	230	185
	高校生	596	596	596	271	45.47%	315	234	187
子育て世帯 (保護者)	乳幼児	673	1,463	673	610	90.64%	353	254	200
	小学生	790		790	760	97.31%	341	248	196

※1 障害者の手帳を所有していない児童

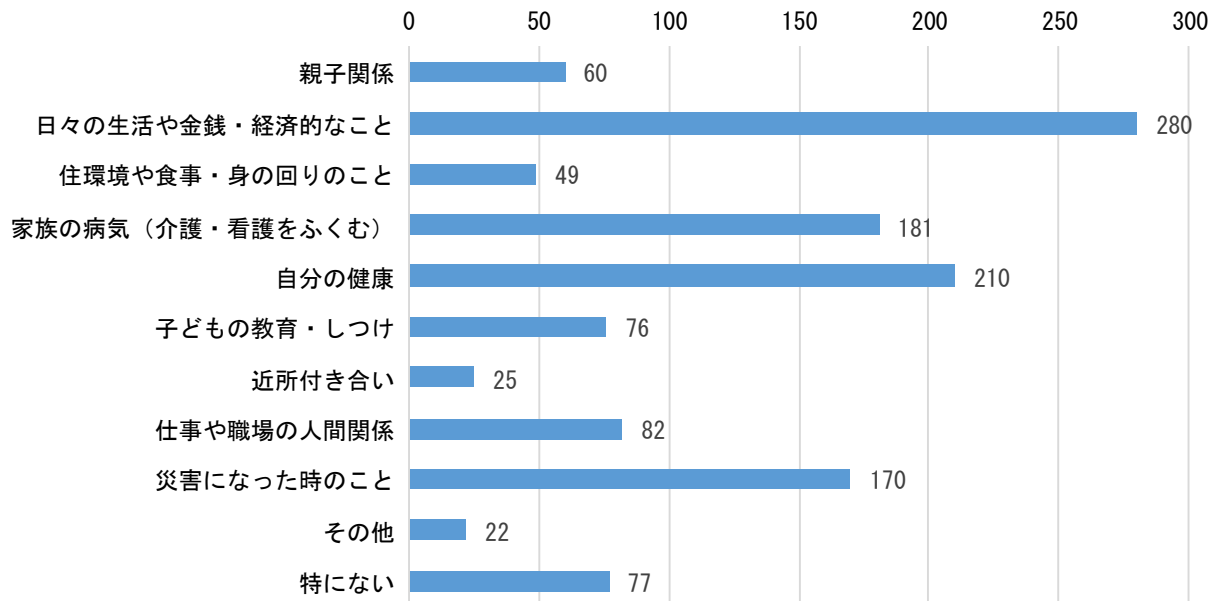
※2 障害者手帳対象者総数のうち、要介護認定者、複数の手帳所持者は除く

調査結果概要

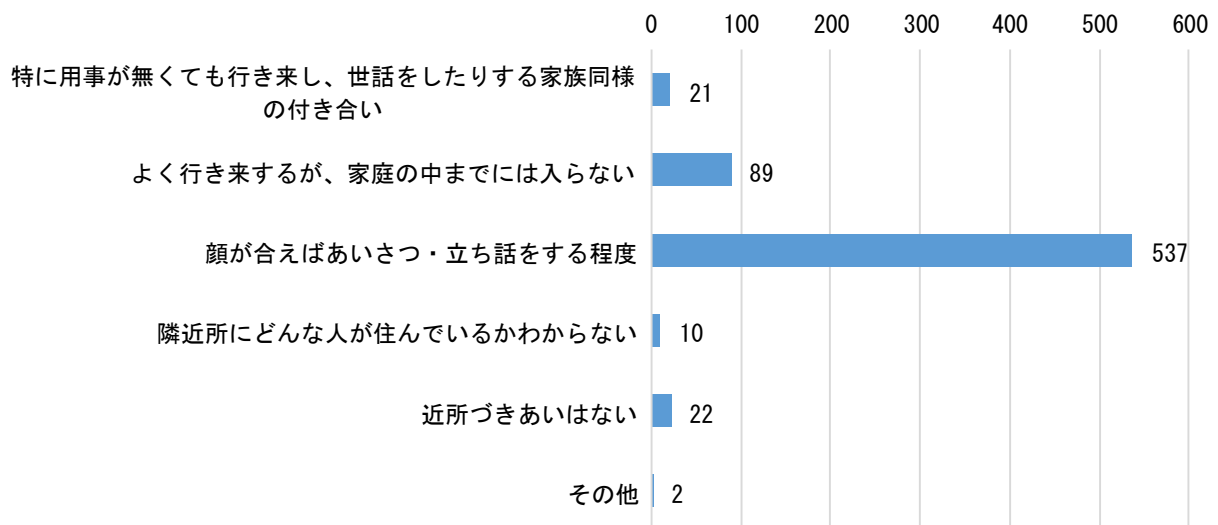
○「一般調査」

「一般調査」では、18 歳から 74 歳までの人を対象に、生活課題及び福祉意識に関する項目を主に調査を行いました。

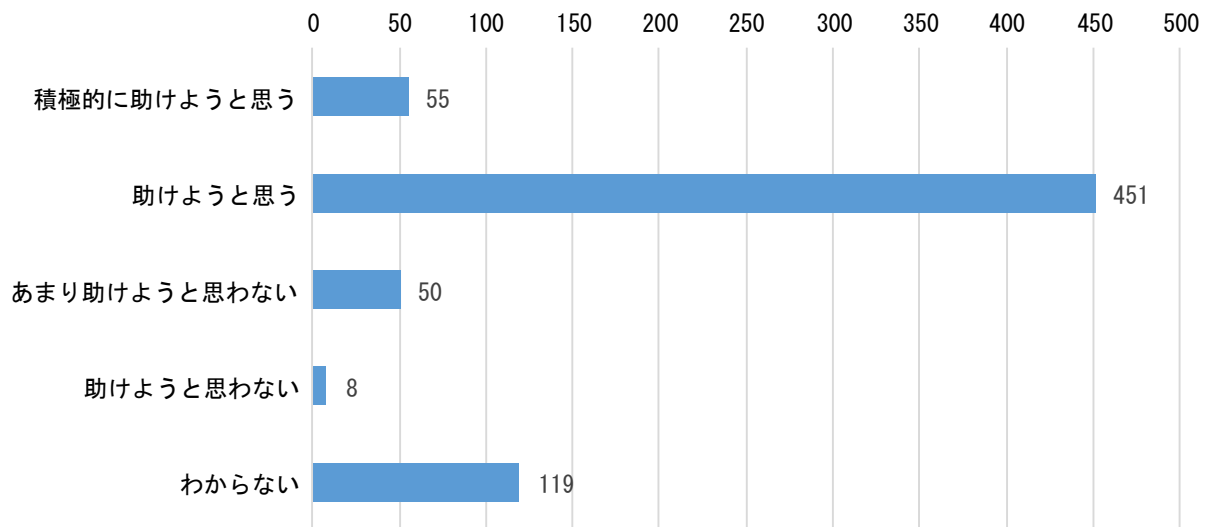
あなたが強く感じている不安や悩みは何ですか。（2つまで選択）



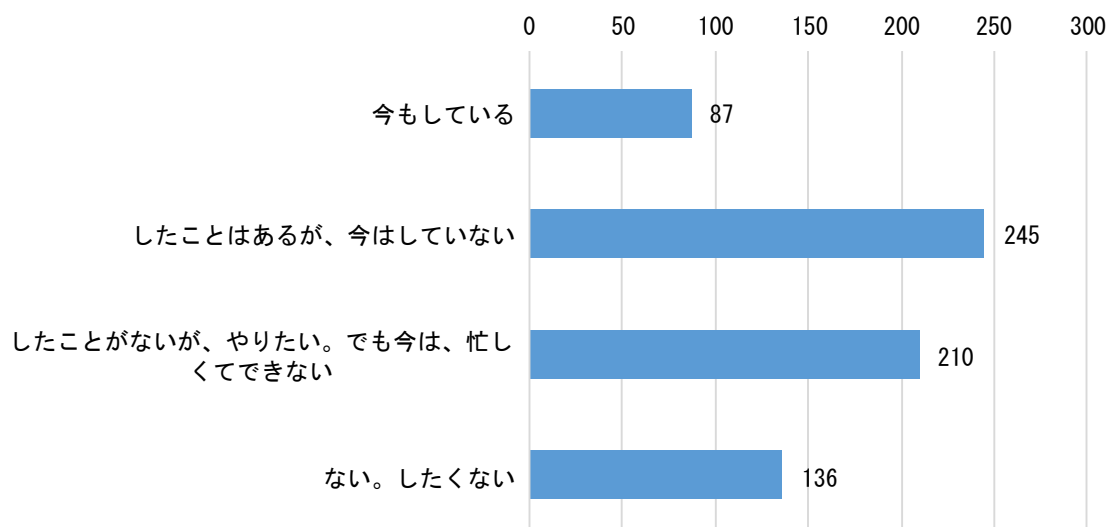
隣近所の人とは、どの程度お付き合いをしていますか。



地域で困っている人がいたら助けようと思いますか。

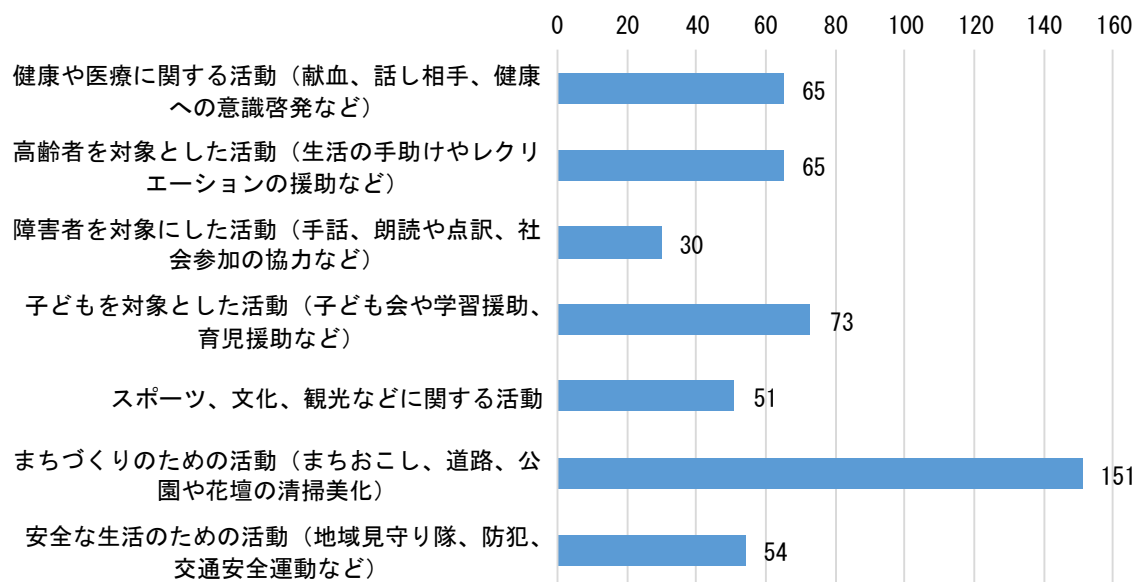


あなたは今まで、ボランティア活動をしたことがありますか。

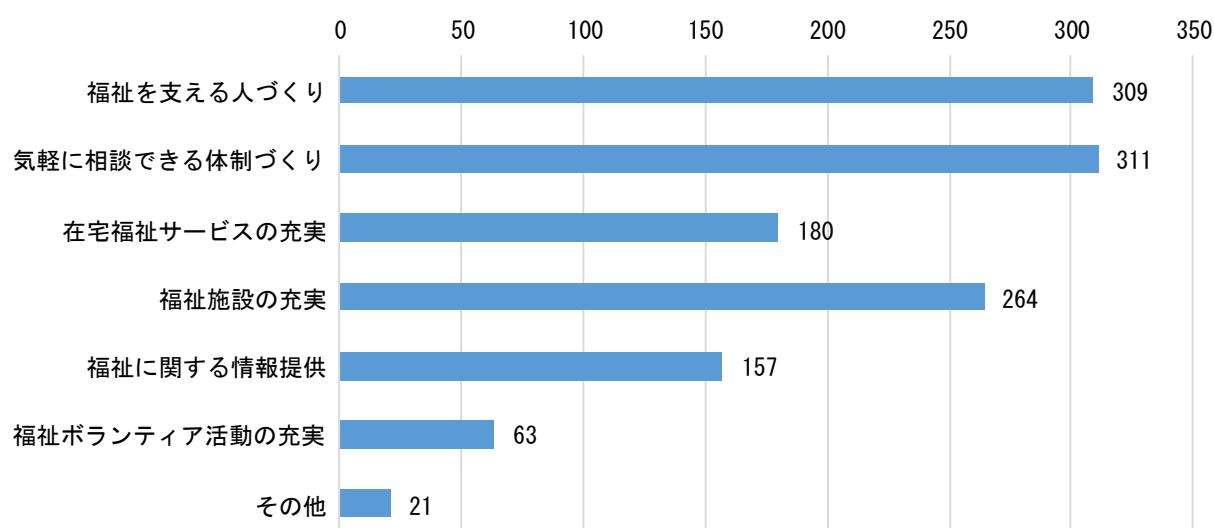


「している」または「したことはあるが今はしていない」と答えた方におたずねします。

今までにどのようなボランティア活動をしましたか。（継続中も含む）（2 つまで）

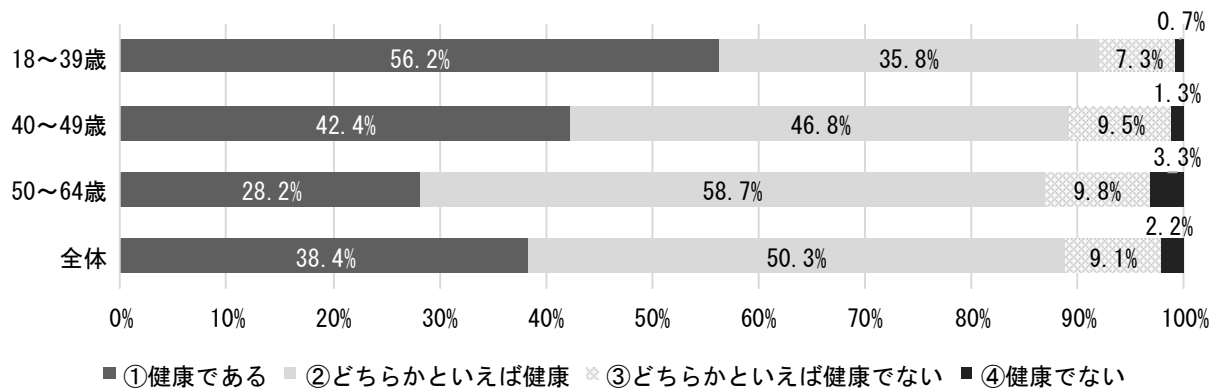


すべての人が住みやすい福祉社会を目指すためには、何が必要だと思いますか。（2 つまで）

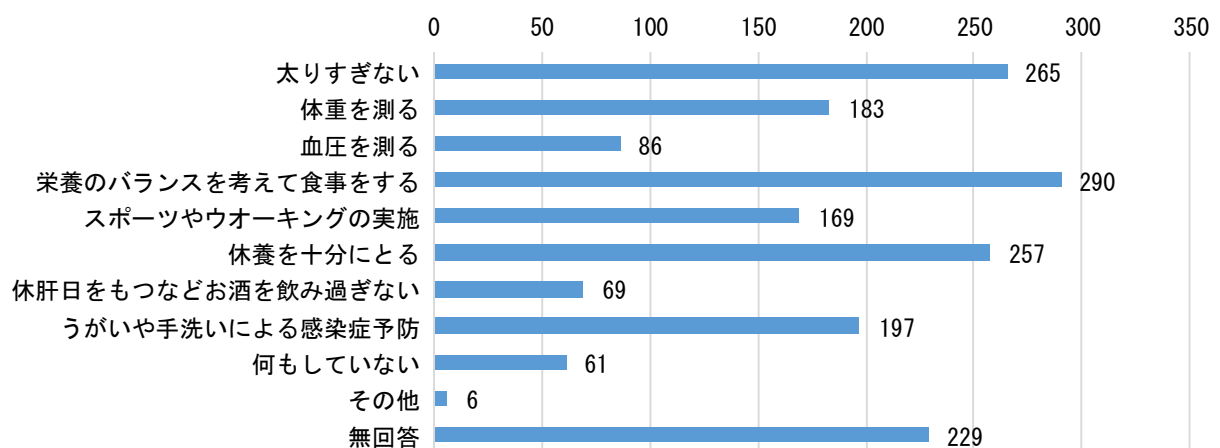


○「健康調査」

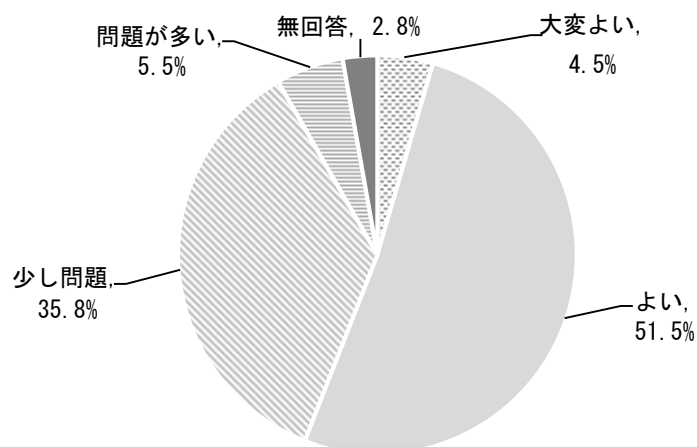
あなたは現在の自分の健康状態をどのように感じていますか。



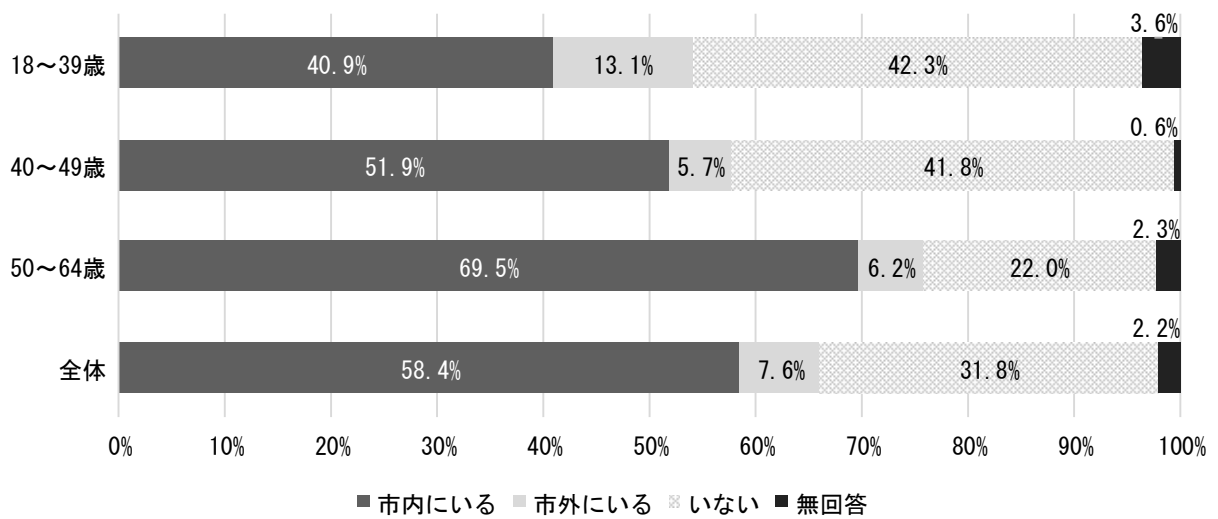
あなたは健康を保つために何に気をつけていますか。（複数回答）



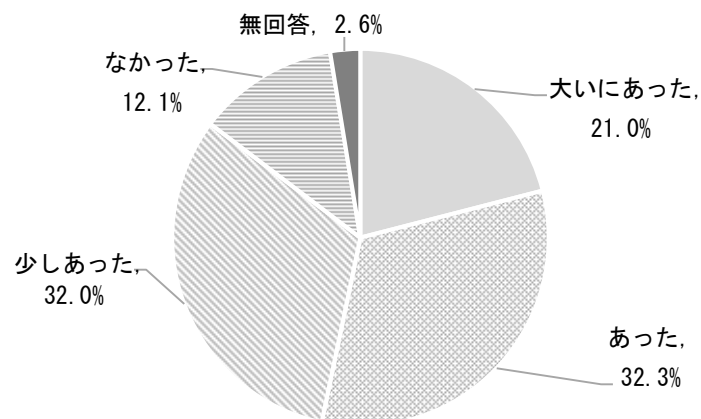
あなたの食生活をどのように思っていますか。



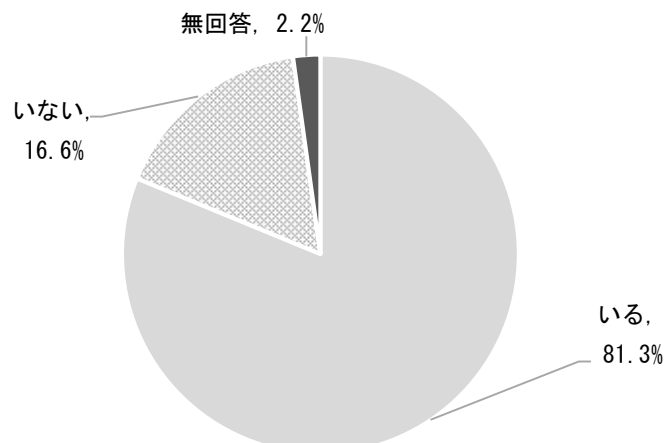
かかりつけ医はいますか。



あなたは最近1か月にストレスを感じたことはありますか。

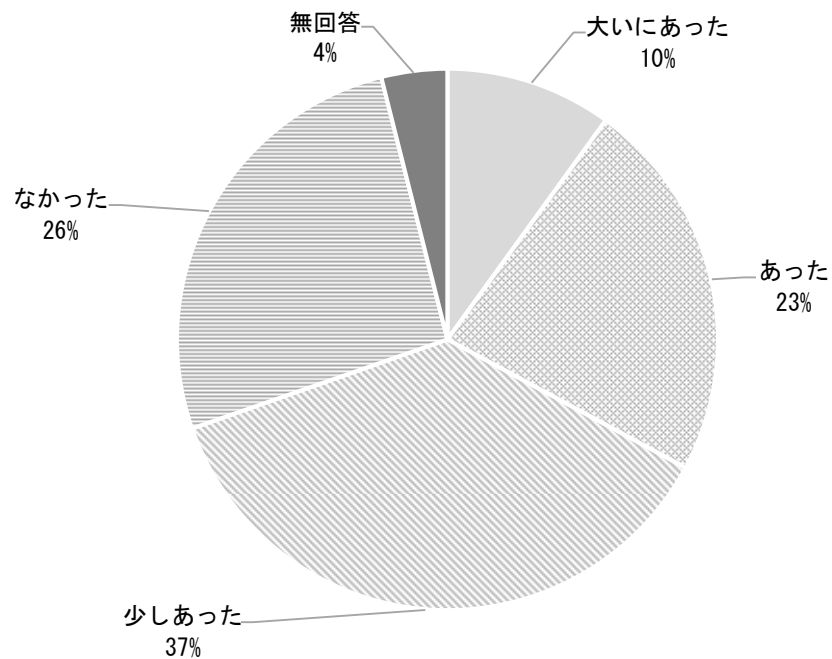


あなたは悩みやストレスについて相談できる人がいますか。

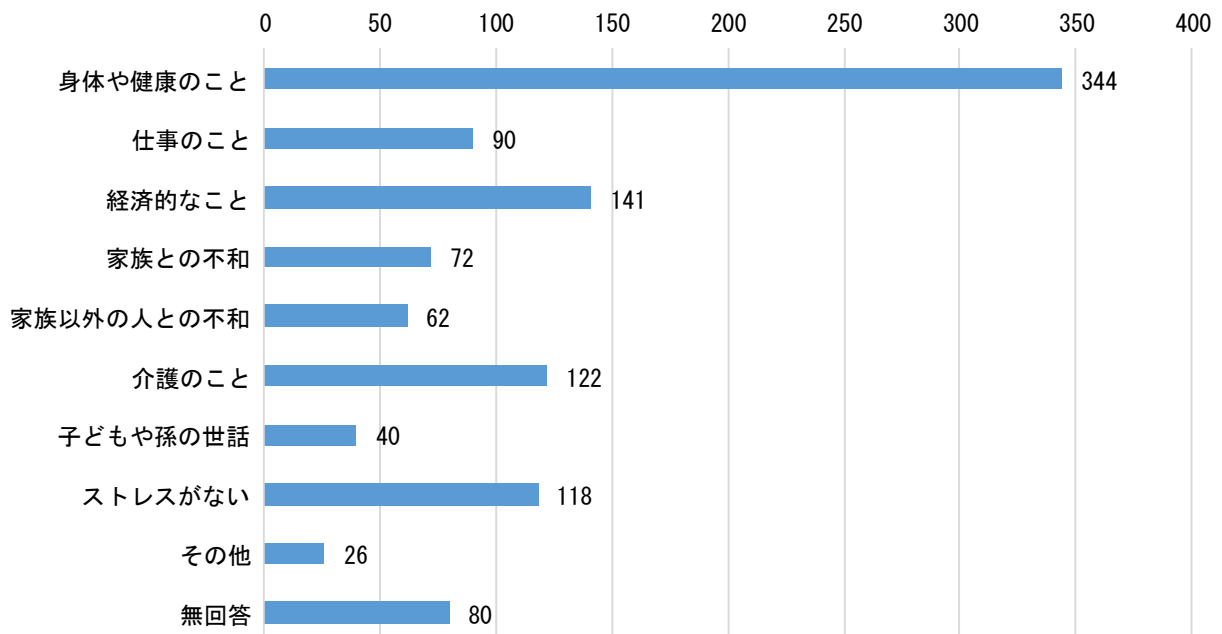


○「高齢者」（一般）

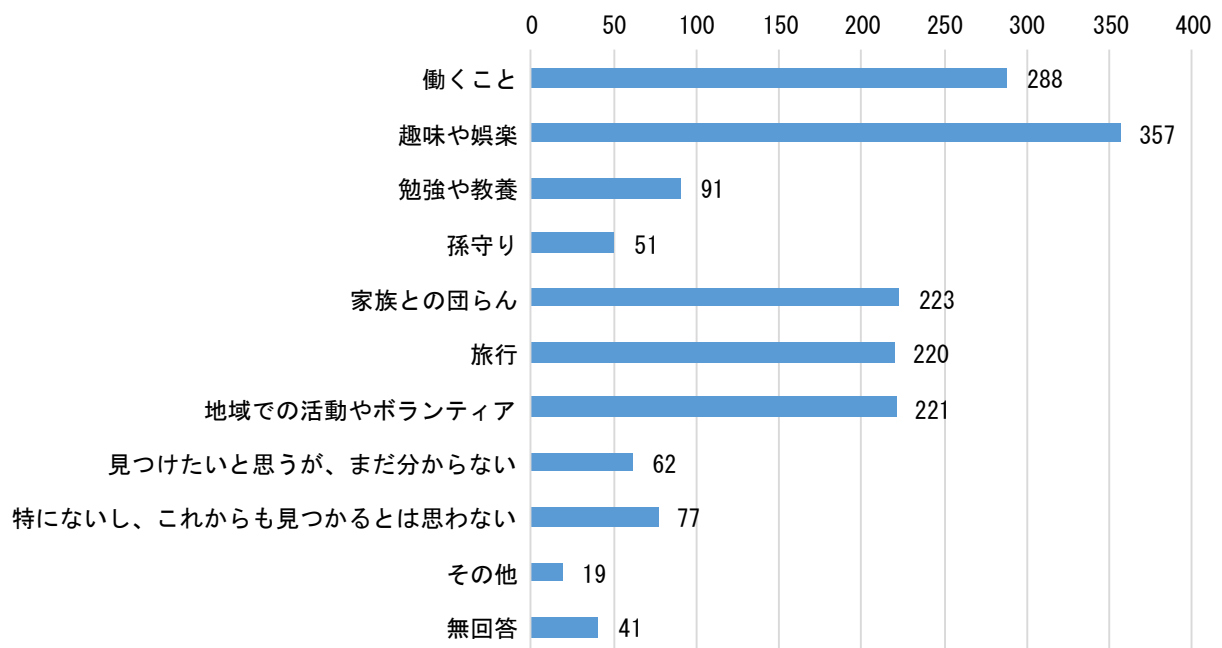
最近 1 か月間にストレスを感じたことがありますか。



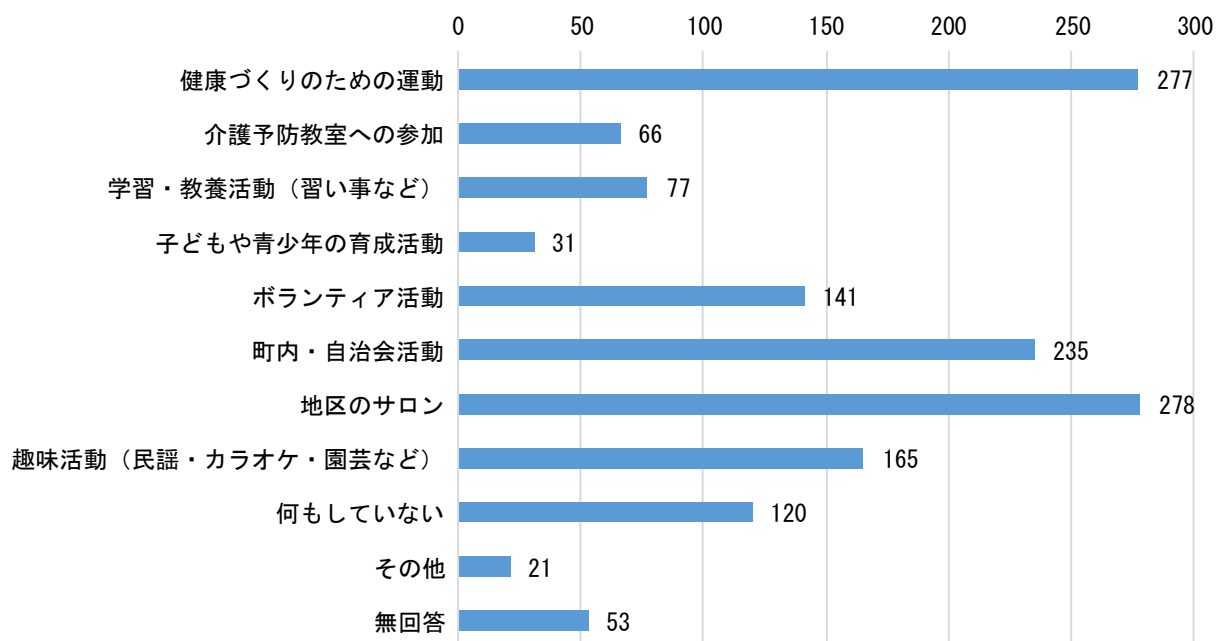
ストレスの原因は何ですか。（複数回答）



あなたの生きがいは何ですか。（複数回答）

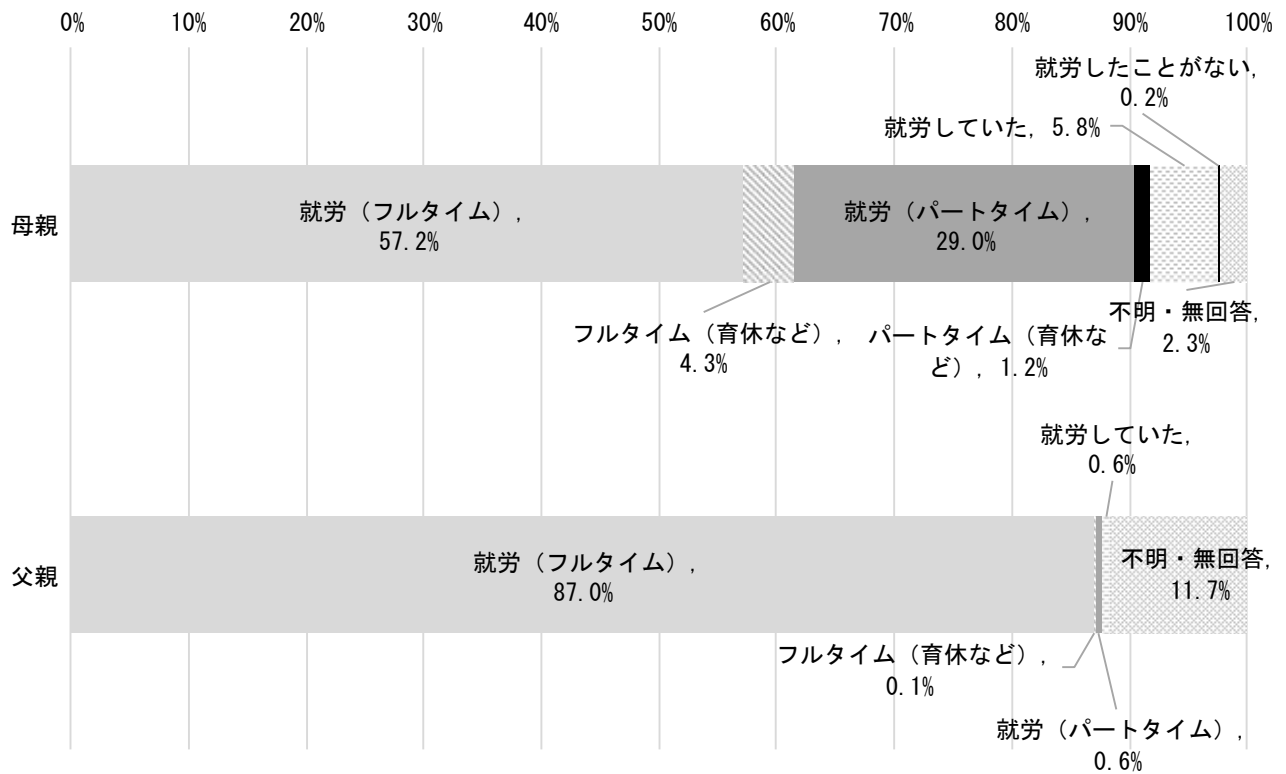


現在行っている余暇活動や社会貢献活動はありますか。（複数回答）

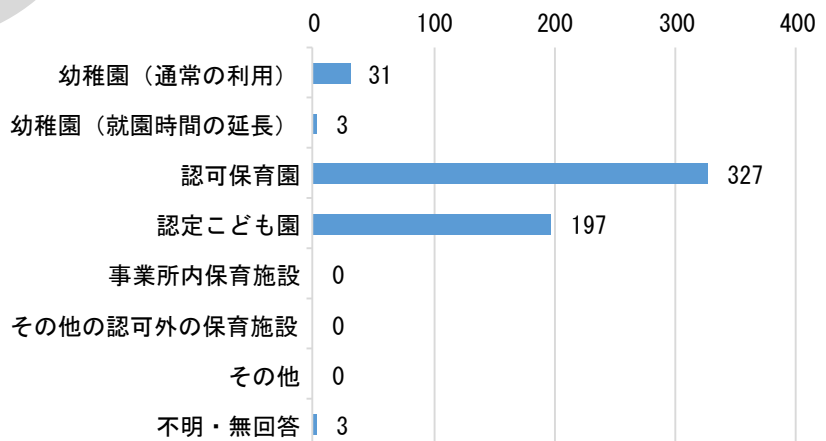
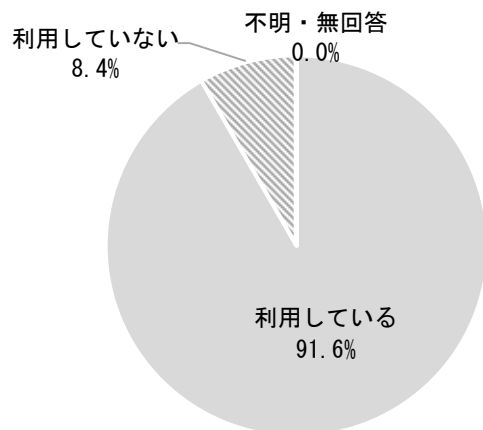


○「子育て世帯」

母親、父親の就労状況

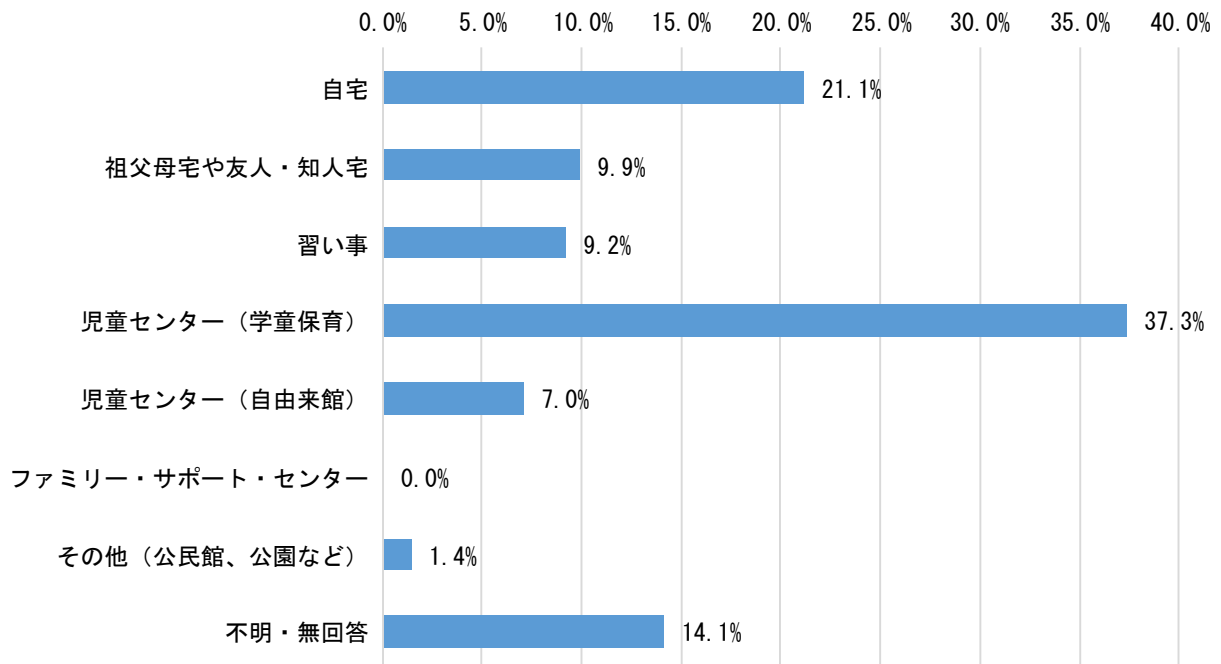


幼稚園・保育園などの定期的な利用状況



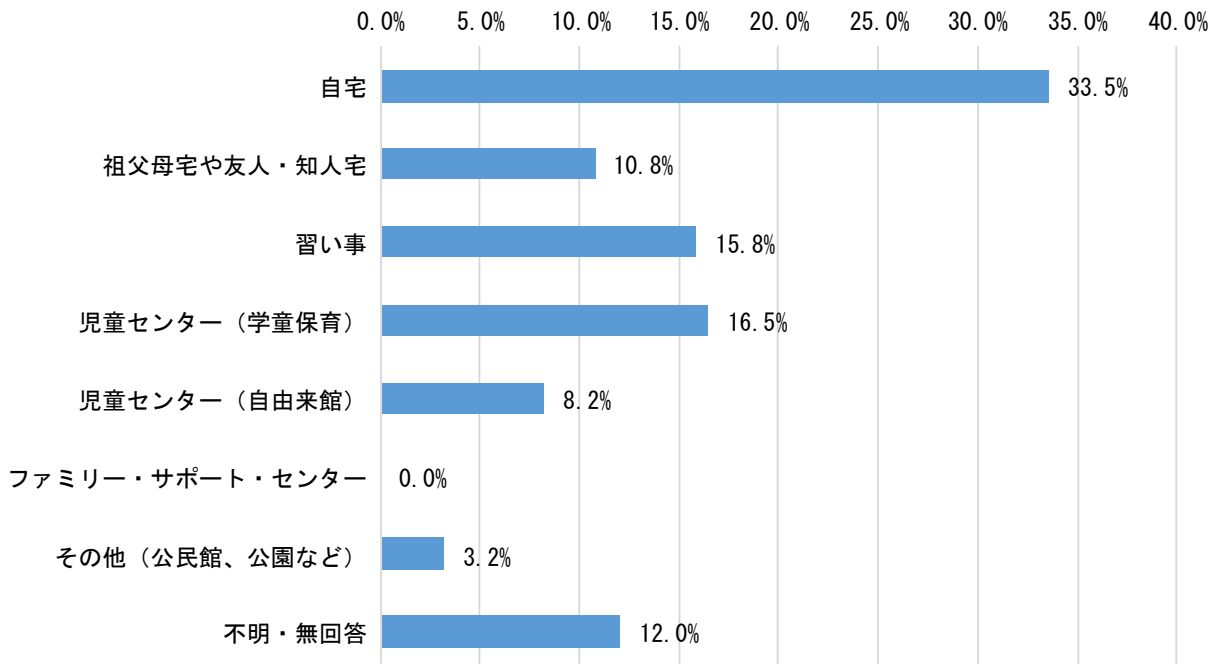
低学年のうちは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。（複数回答）

未就学児童



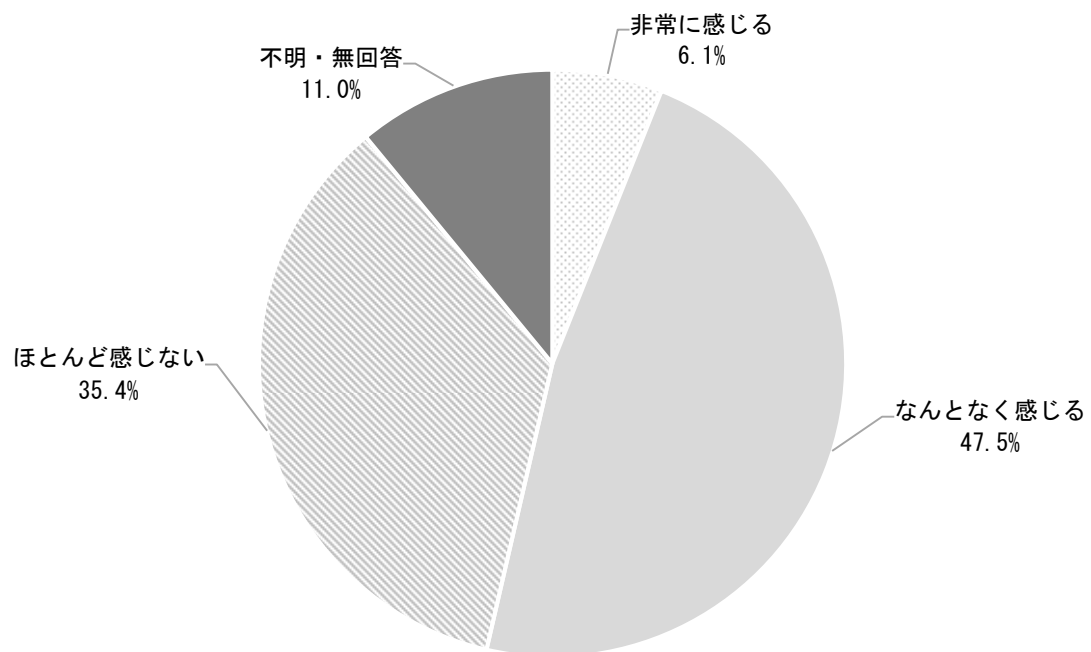
高学年になったら、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。（複数回答）

未就学児童

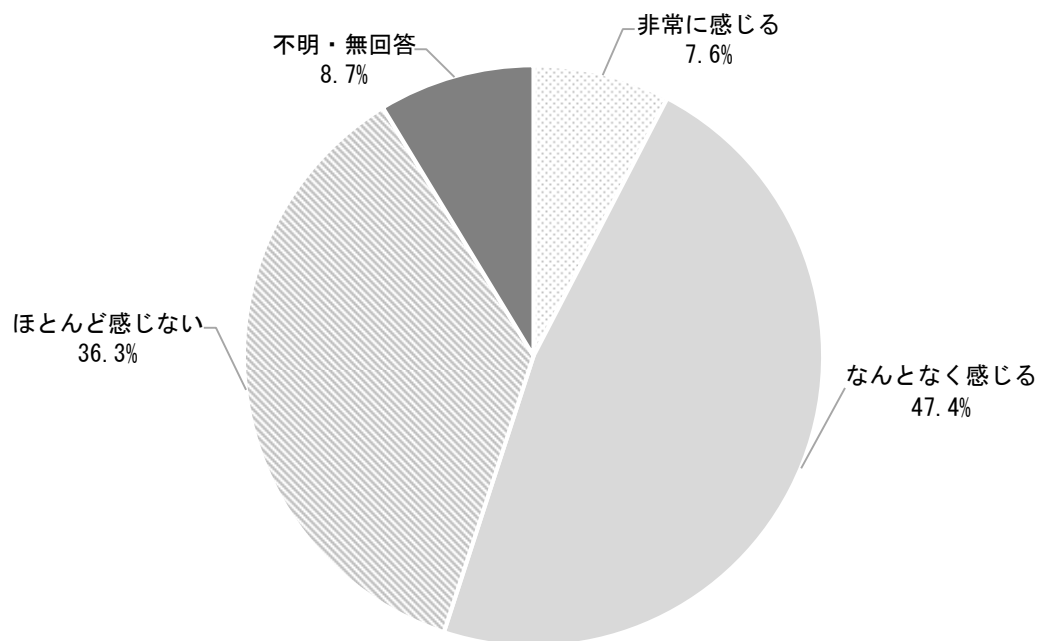


子育てに関する不安や負担の有無

未就学児童

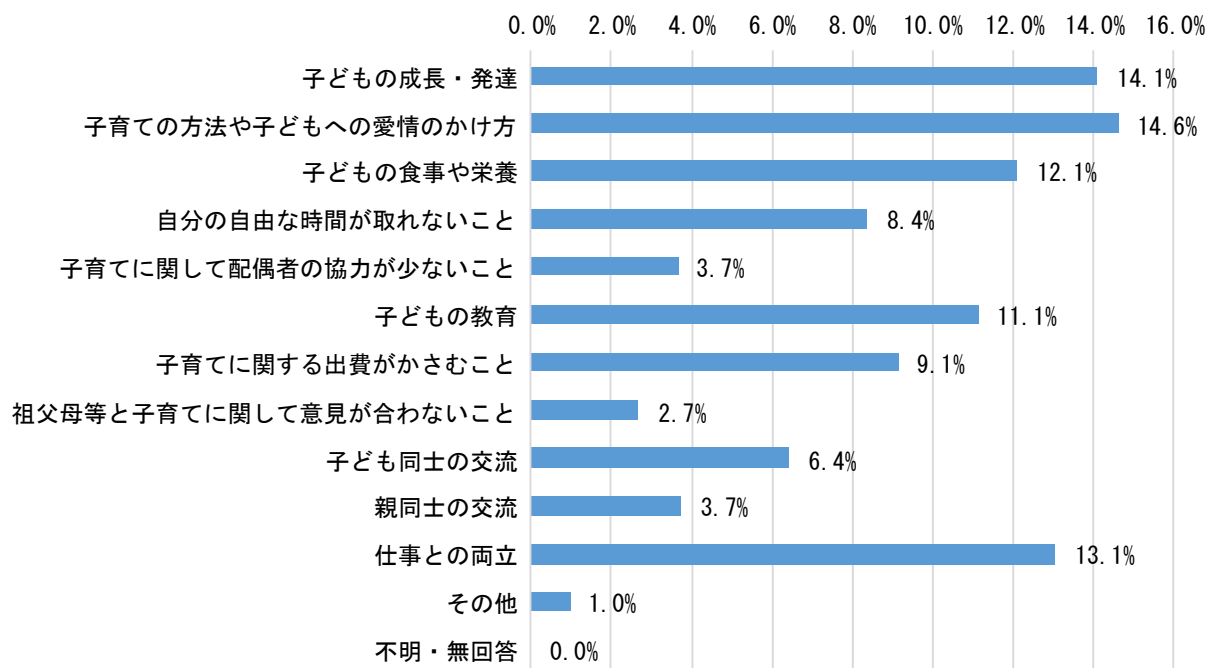


小学生

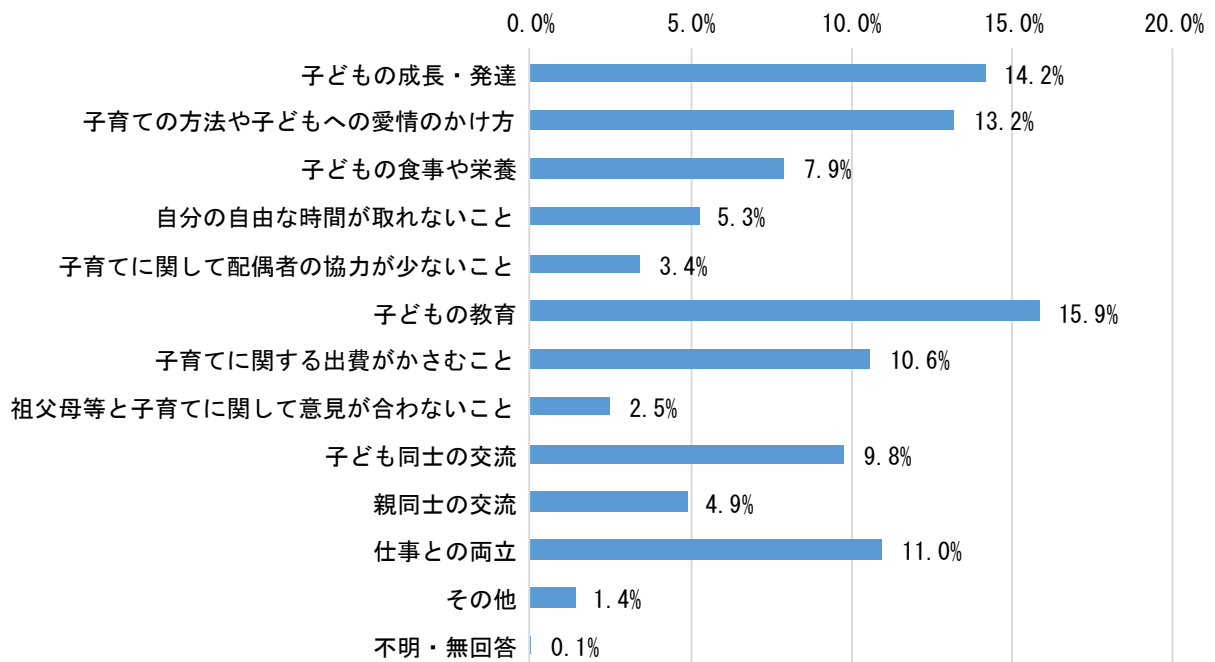


子育てに関する不安や負担を感じる理由（複数回答）

未就学児童



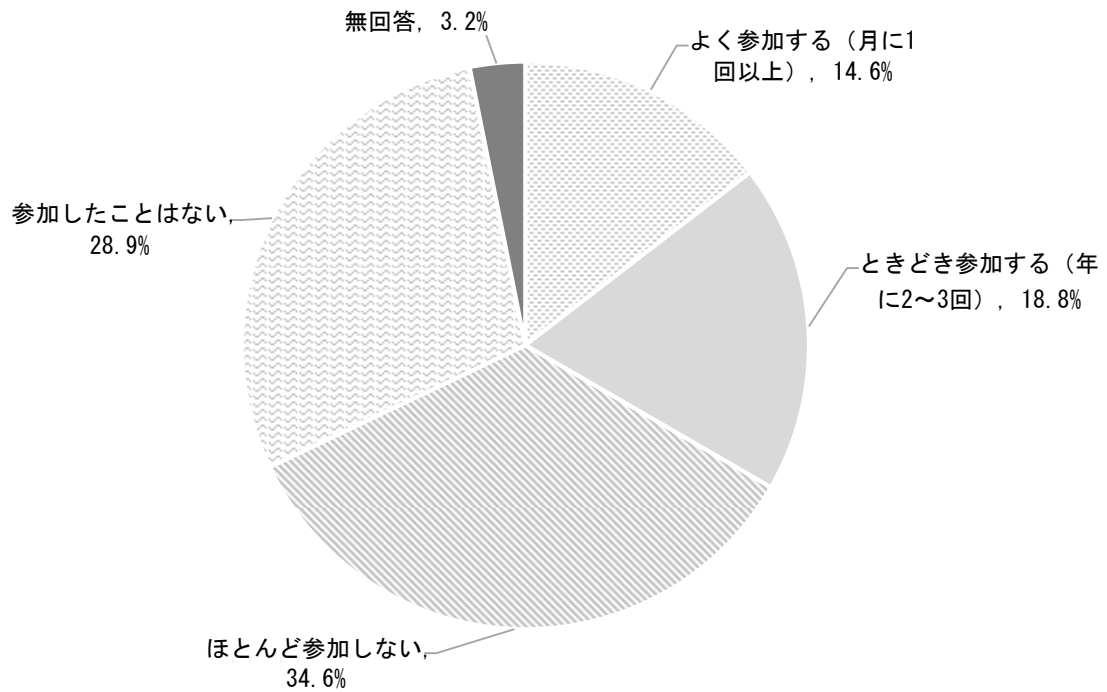
小学生



○「障害者」（障害者・障害児）

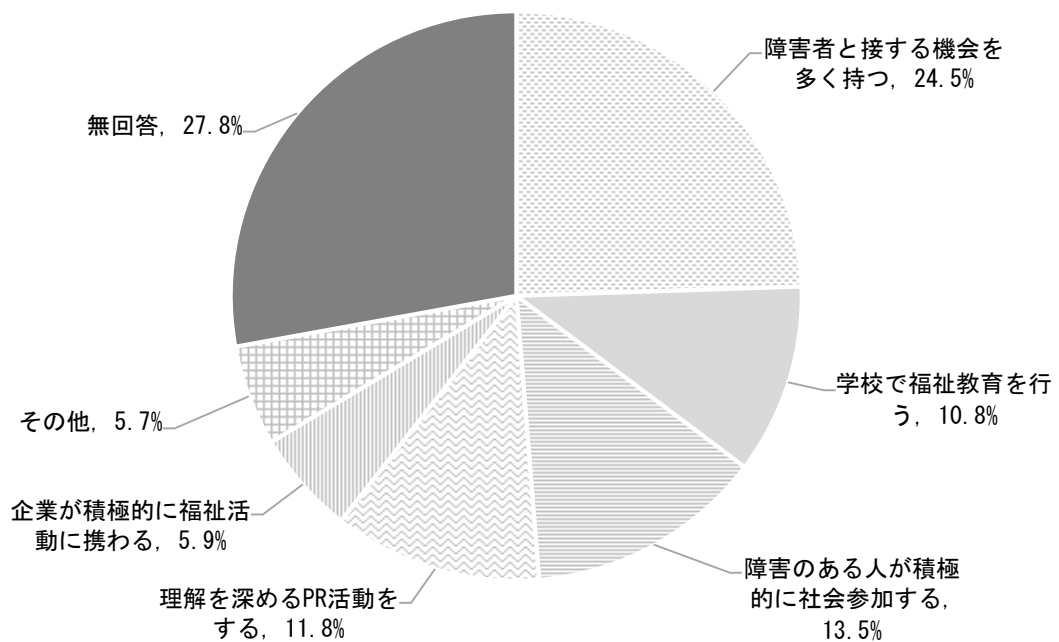
地域の行事やスポーツ・文化活動に参加していますか。

障害者



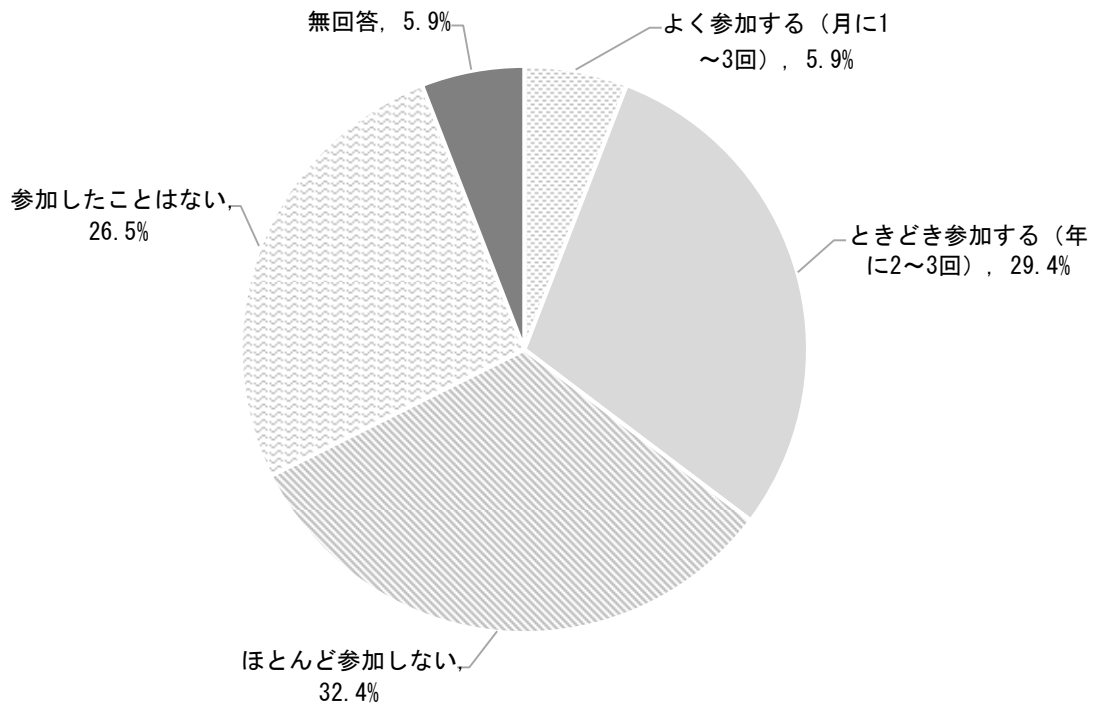
障害がある人に対する地域住民の理解を深めるためにはどうしたらよいと思いますか。

障害者



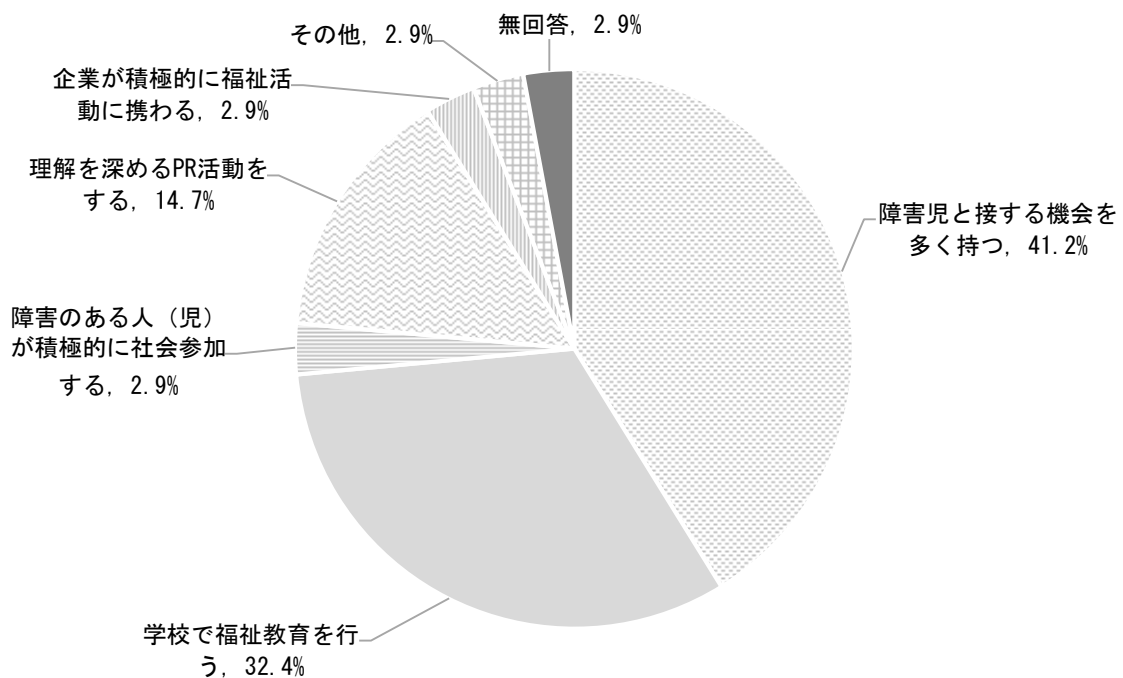
地域の行事やスポーツ・文化活動に参加していますか。

障害児



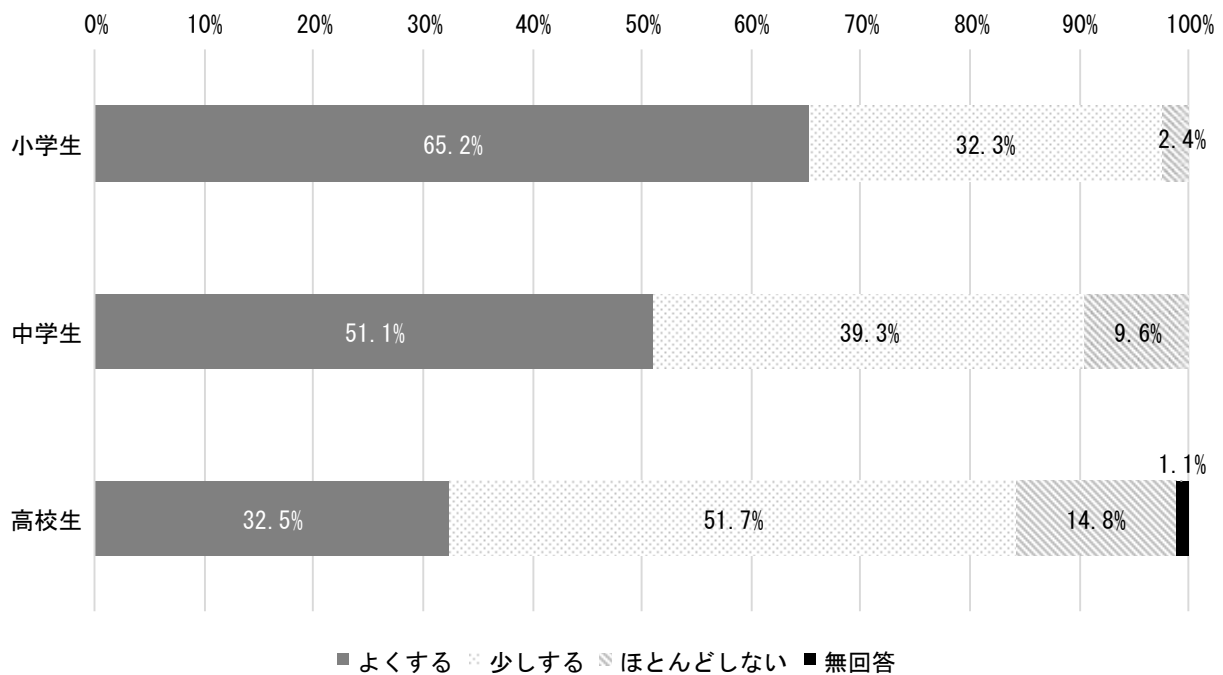
障害がある人に対する地域住民の理解を深めるためにはどうしたらよいと思いますか。

障害児

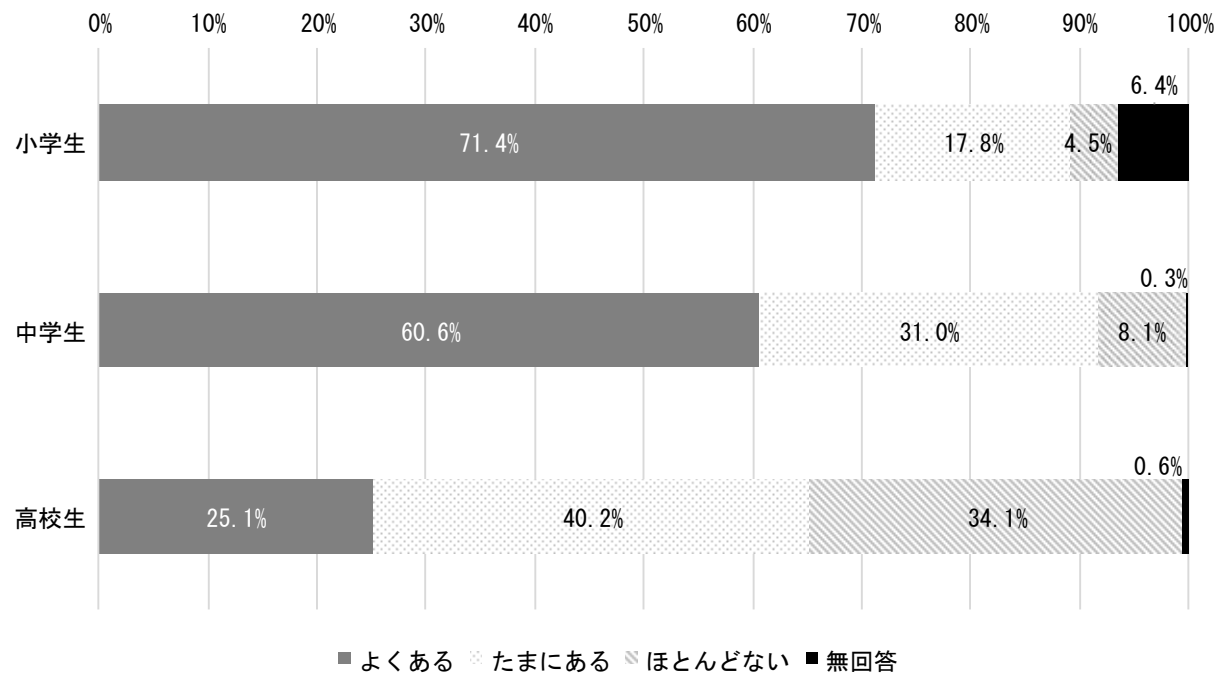


○「児童・生徒」

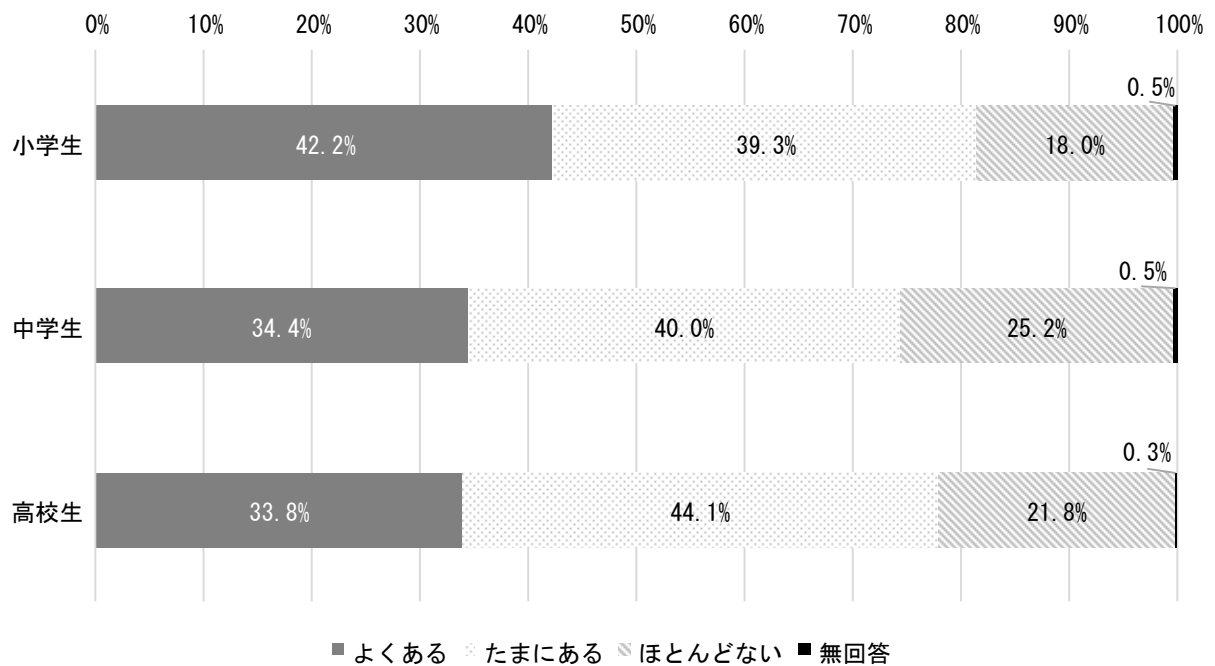
あなたは、顔見知りの近所の人とあいさつしますか。



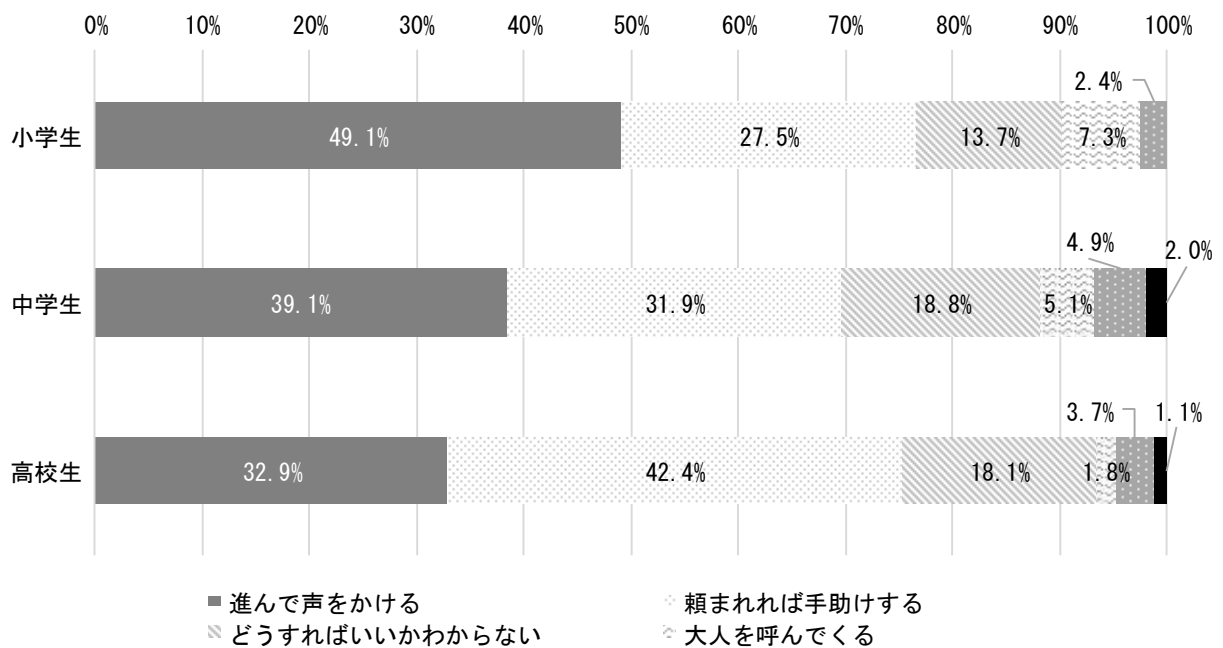
地区で行われた運動会や夏祭りに参加しましたか。



お年寄りと話すことがありますか。



お年寄りや障害のある人が困っていたらどうしますか。



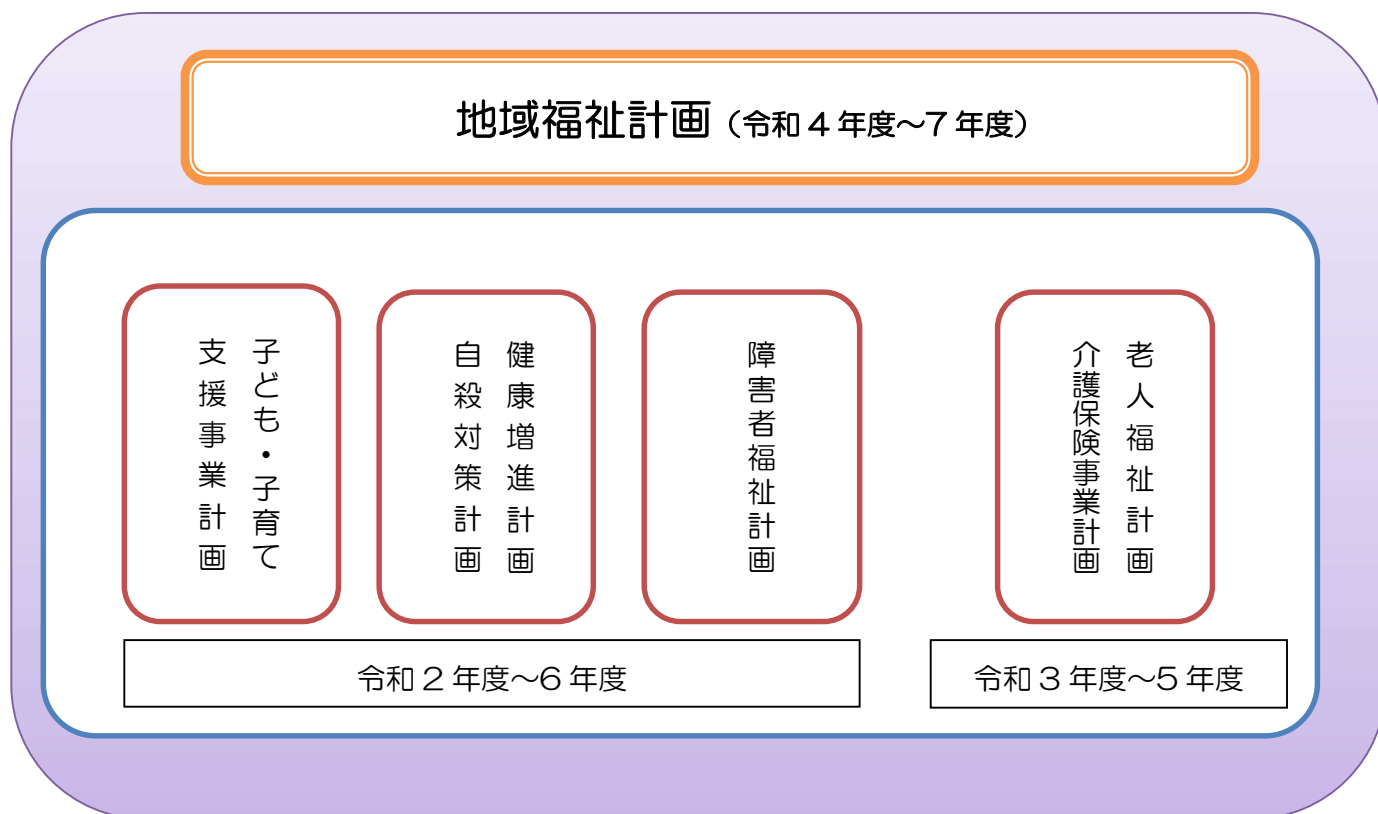
第3章 地域福祉の基本目標

1 基本理念

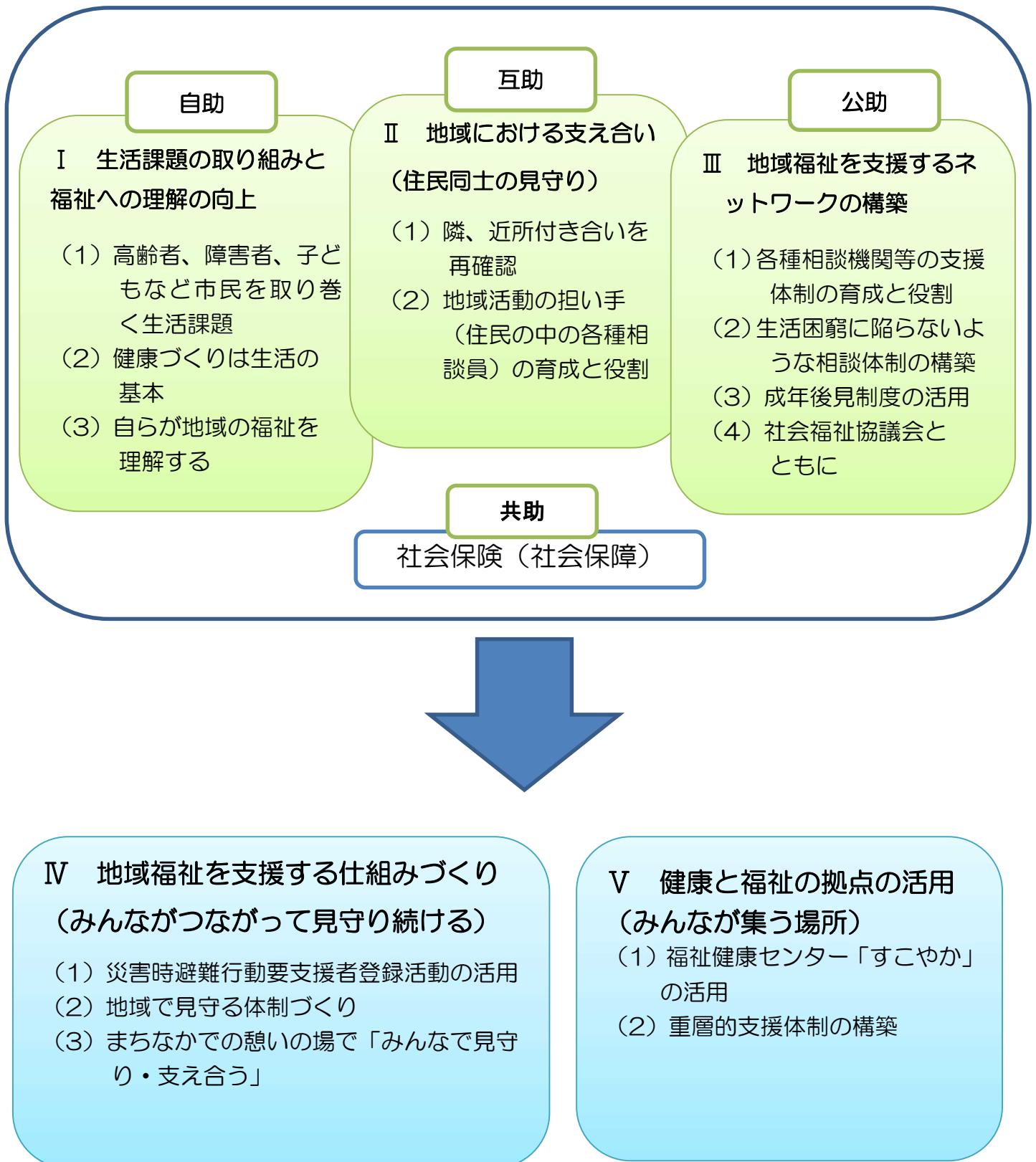
住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくり

2 計画期間と位置付け（諸計画との関係）

計画期間 令和4年4月から令和8年3月までの4か年間



3 計画の体系



4 地域福祉の基本目標

I 生活課題の取り組みと福祉への理解の向上（自助）

自らの生活課題や地域における住民の生活課題を整理することで、自らの健康は自らが管理し、地域において自分は何が出来るか考えられるように福祉などの学習の場の提供をしていきます。

II 地域における支え合い（住民同士の見守り 互助）

地域での既存の団体を活用、再確認し、隣近所で「お互いさま」精神で助けあう環境が出来るようにしていきます。

III 地域福祉を支援するネットワークの構築（公助）

困りごと全般の相談など、相談しやすい体制を整え、支援が必要な人を関係機関と連携をはかりながら支え合いが出来る体制を作っていきます。

IV 地域福祉を支援する仕組みづくり （みんながつながって見守り続ける）

災害時避難行動要支援者登録活動や地域見守り協定などを通して、関係機関のみならず地域一体となってお互いに見守っていく体制を作っていきます。

V 健康と福祉の拠点の活用（みんなが集う場所）

福祉健康センター「すこやか」等の施設を活用し、市民の交流の場を設け、健康管理や社会参加の場を提供します。

第4章 目標達成のための具体的施策

第1節 I 生活課題の取り組みと福祉への理解の向上（自助）

（1）高齢者、障害者、子どもなど市民を取り巻く生活課題

（現状と課題）

高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が年々増加する中、こういった世帯にとって、病気や経済的なこと、買い物や家事、介護に対する不安があります。また、冬には自宅周りの除雪や屋根雪下ろしの負担が大きく、自分たちだけでは解決できない問題もあり、生活への不安がますます深刻化しています。

障害者については、高齢者の障害者手帳の取得が増えていく一方、若年層においても、うつ病や発達障害などの精神疾患により、生活や就労に困難さを抱えるなど潜在的な生活問題が徐々に表に現れ、このような不安を抱える方々への対応件数が増えてきています。

子育てに関しては、勝山市は保育料の軽減や児童センター等の利用料無料化など、フォーマルサービス（※2）の充実により子育てしやすい環境に努めていますが、一方で祖父母や近所の人に頼らなくてもいいといった若い保護者達とその親世代の子育て意識のギャップがあります。

また、就労形態の多様化等により家族間、世代間の交流が少なくなっており、「地域のみinnで子どもを育てる」といった認識や、地域での人と人とのつながりが希薄になってきています。

年金支給年齢の繰り下げにより、企業は定年退職年齢を60歳から65歳へと延長していく中、65歳を高齢者として区分するより、高齢になっても健康を維持しボランティア活動や地域活動に参画していくことが、ますます必要になってきます。

また、人口の年齢構成（5頁参照）からみて、若・壮年層が減少している状況では、年代に関係なく住民同士が、お互いに支え合うことを自ら認識する必要があります。

行政の力だけでは、限界があることも認識しつつ、地域と行政が連携して住民全体を支援していく体制づくりが重要となってきています。

（施策の方向性）

- 1 高齢化による除雪作業や買い物の不便さなどの問題、ひきこもりの人や世帯の問題、経済的に困窮している世帯など、身近な生活課題を地域住民自ら考えていけるように、ふれあいサロンや介護予防教室、障害者理解の普及啓発などを実施し、住民に考える機会の提供を行います。
- 2 自助、互助、公助（共助）で地域福祉（見守り体制）の構築に努めます。
（第4章内でそれぞれ方向性を記載）
- 3 新型コロナウイルス等の感染症対策を念頭に、地域での人と人とのつながりの方法を模索していきます。

(2) 健康づくりは生活の基本（自らの健康は自らが管理）

（現状と課題）

福祉健康センター「すこやか」を拠点にし、赤ちゃんから高齢者までの健康づくりに取り組んでいます。しかし、高齢化の進行や生活習慣の変化等により疾病構造が変化し、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の増加は、介護負担や医療費等の社会的負担の増大にもつながります。誰もが生涯を通じ安心して暮らせる社会の実現のため、一人ひとりが良い生活習慣の実践による健康づくりの取り組みと、それを支える社会環境の整備が必要となっています。

（施策の方向性）

健康づくりの対応と方向性については、令和２年度からの第４次健康増進計画「すこやか勝山健康づくりプラン」において、行政機関をはじめ、市民、地域、企業や各種団体の連携のもと「自分の健康は自分でつくり守る」ことを視点とし、健康づくりの目標とその実現に向けた方策を定めています。また、市民行動目標「すこやか勝山１２か条」を設定し具体的な取り組みを示しました。

（主な内容）

１ 良い生活習慣の実践による健康づくり

- ① 健康のために良い食生活が実践できるよう支援します
- ② 日常で取り組みやすいウォーキングなどを推進します
- ③ 病気の早期発見や重症化予防ができるよう支援します
- ④ 正しい口腔ケアと歯科健診を受けることの必要性について知識を普及します
- ⑤ 適正飲酒について知識の普及啓発を行います
- ⑥ たばこによる健康被害を減らす取り組みを行います
- ⑦ 睡眠・休養・こころの健康に関する知識の普及に努めます

２ 次世代を担う子どもの健康づくり

- ① 妊娠期から子育て期に渡る切れ目ない支援を行います
- ② 命の授業を通して命の大切さについて普及啓発し、親性の育成を促します
- ③ 気がかりな子等に対して、他機関と連携し支援を行います
- ④ 出前子育て講座等を通じて保護者に直接保健指導を行います
- ⑤ 不妊治療費助成事業やにこにこ妊婦奨励金等の経済的支援を行います
- ⑥ 産後ケア事業を実施し、産後うつ等の予防等、産婦に対する支援を行います
- ⑦ 市内産婦人科と連携して事業を実施し、産婦人科の利用を促進します

３ 健康を支える環境を整備

- ① 地区組織や人材の育成・連携を促進します
- ② 新型インフルエンザ等や新興感染症等に対する危機管理体制を整えます
- ③ 地元でかかりつけ医をもつことを推進し、医療体制の体制の確保に努めます

- ④ すこやか勝山 12 か条を推進し、多機関と連携して健康づくりを推進します

すこやか勝山 12 か条

(市民行動目標 第4次勝山市健康増進計画より)

- 第 1 条 地元でかかりつけ医をもとう
- 第 2 条 なくそう！受動喫煙 はじめよう！禁煙
- 第 3 条 しっかり睡眠、ゆっくり休養、減らそうストレス
- 第 4 条 受けよう 健診・がん検診
- 第 5 条 今より 10 分多くからだを動かそう
- 第 6 条 家族みんなで丁寧に歯をみがこう
- 第 7 条 あいさつでつながろう！地域の行事に参加しよう！
- 第 8 条 つくろう 週 2 回の“休肝日”
- 第 9 条 子は宝！地域で見守る子どもの成長
- 第10条 食事をよくかんで味わおう
- 第11条 うがい・手洗い・咳エチケットで感染症予防
- 第12条 毎月21日は健康の日

(3) 自らが地域の福祉を理解する（広報、啓発活動）

（現状と課題）

住民意識調査（23 頁参照）での質問「地域で困っている人がいたら助けようと思いますか」に対し、「積極的に助けようと思う」、「助けようと思う」と回答した方が大半を占めています。また、「今までボランティア活動をしたことがありますか」に対し、「したことはあるが、今はしていない」、「したことがないがやりたい」と回答した方が多数を占めていました。地域での福祉活動に関心はあるものの、いろいろな理由で行動に結びついていないことがうかがえます。地域でどのような福祉活動が行われているのか知らなかったり、何にどう参画すればいいのかわからなかったりする方もおられるかもしれません。

住民に対し、積極的な広報、啓発活動を行うことによって、住民自らが地域の福祉への関心と理解をより深めていくことが重要になっていきます。

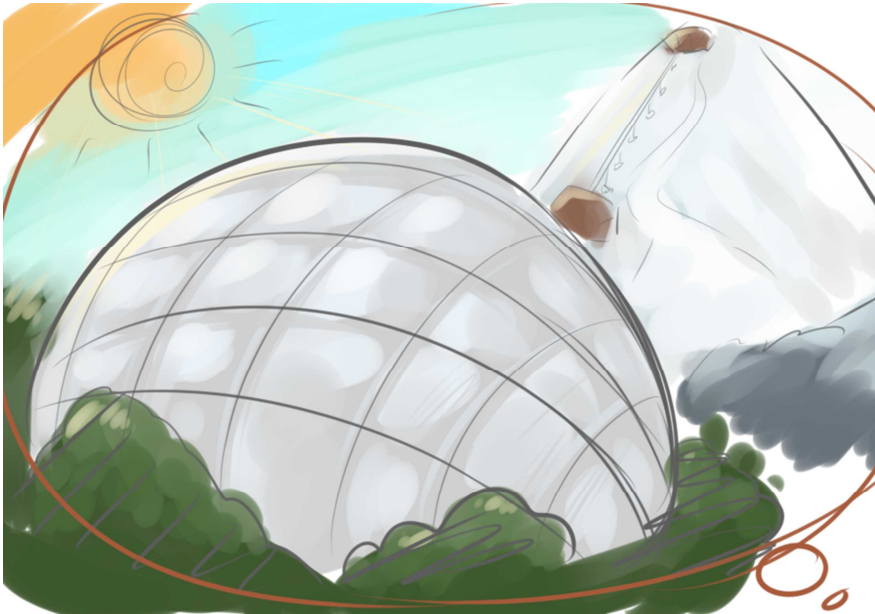
（施策の方向性）

福祉の意義と必要性について、住民への周知はもちろんのことから、まず市、市社会福祉協議会が、地域において住民のためにどんな活動しているのか、自らも参画できることがあるのではないかといい、住民の自発的な思いが生まれるような広報、啓発活動に努めます。

また、学生のころからノーマライゼーション（※2）の理念に基づいた福祉観を育てること、とりわけ次代を担う子どもたちへの福祉教育推進のため、市社会福祉協議会、各学校、関係機関との連携を図ります。

（主な内容）

広報活動の実施	市広報、市社会福祉協議会広報において、福祉や健康に関する活動の取り組みを紹介していきます。
福祉体験講座などの開催	市社会福祉協議会が市内の全小中学校高等学校に対して、「福祉教育推進事業」を行い、福祉学習に取り組んでいけるように、福祉教育指導員（手話奉仕員等）を派遣し、小中学生のころから福祉への理解を図ります。
すこやかフェスタの開催	市民が身近に福祉を体験できる場としてのフェスタを開催し、市民が福祉を理解できるように図ります。



第2節 II 地域における支え合い

（住民同士の見守り 互助）

（1） 隣、近所付き合いを再確認 「隣、近所で助けあいましょう」

（現状と課題）

若年層の人口減少とリーマンショック以降の経済状況の変化で、若壮年層を含む労働者の就労形態が多様化してきました。

そのため、昔のように夕方になると帰宅し家族や地域の仲間との時間をもつといった状況が少なくなってきました。

地域活動に関しても、かつて各地区にあった青年団がなくなり、婦人会、壮年会の会員も減少するなど、地区で同年代や同性で団体を構成して、平日も熱心に若壮年層が地域活動に参画をしていくといった時代ではなくなってきました。

近年は、インターネットの普及により若年層のみならず、年代を超えてSNS（ソーシャルネットワークサービス）（※4）を利用し、共通の話題や趣味などをもった者同士がコミュニケーションをとる方法が普及しています。

一方で、地域や目に見える友達同士のつながりを大切にしている方もいらっしゃいます。

よって各地区とも地域のつながりに関して、こういった方法でつながっていけば良いか試行錯誤していると思われます。

（施策の方向性）

隣近所がかかわって地域をどうやって見守るかを考え、実行する方法などを市が援助していきます。

- 1 まず、地域での既存の団体を活用、再確認し、隣近所で「お互いさま」精神で助け合う環境を住民が作っていただけるようにします。
- 2 地域自らが支え合い、各種団体間で協力関係づくりを進めるために、市として、市の事業である避難行動要支援者登録活動などを一助としながら、地域のつながりの大切さを認識するような環境づくりに努めます。
- 3 自主防災組織が、「勝山市自主防災組織備品購入事業」の補助制度を利用し、地域の見守りの一環として除雪を行うことができることを周知し、未組織地区の自主防災組織の設立を促します。

地域における団体（単位）

家族（各家庭）、近所、区、町内会、班、自主防災組織、
子ども会、婦人会、青年会、壮年会、老人会 地域見守り隊など

それぞれの団体でできること

- 家族（各家庭）
 - ・近所の人たちに挨拶が出来るように家族で特に子どもたちと話し合う。
- 近所
 - ・ひとり暮らしや高齢者世帯、子ども、ひきこもり家庭など、近所の人気が気を配るようにする。
 - ・普段からあいさつを交わすなど、気軽に声を掛け合い見守っていく。
- 区、町内会、班
 - ・区内の行事に住民が参加しやすいものを企画する。
 - ・避難行動要支援者登録活動を通して地域の要支援者を把握する。
 - ・区等において、災害時などの要支援者の支援を考える場を持つ。
- 自主防災組織
 - ・区と協同して災害時などの要支援者の支援を考える場を持つ。
- 子ども会
 - ・子ども会活動を通して保護者だけでなく、地域で子どもを育て見守る環境を作っていく。
- 婦人会、青年会、壮年会、老人会、地域ごとのボランティア団体や区などで企画する行事に協力していく。また会員同士のつながりを保っていく。
- 地域見守り隊
 - ・子どもの登下校を見守り、安全を確保していく。

(2) 地域活動の担い手（住民の中の各種相談員）の育成と役割

(現状と課題)

地域の中には、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭などに対し支援をする民生委員・児童委員や主任児童委員、市民の健康保持・推進のため活動する保健推進員、市民の食生活改善のために活動する食生活改善推進員など（以下「民生委員等」という。）が、住民に近いところに配置されています。

それぞれが、地域の実情や高齢者、障害者、子どもなど支援が必要な方々の状況を把握して活動しています。

また、老人会では独自に老人家庭相談員を各単位老人会に配置し、老人会員の見守り活動を行っています。

このように、民生委員等が、区などの地区組織、各地区社会福祉協議会や市と連絡を取り合いながら、住民の支援を担っています。

民生委員・児童委員の任期は3年で、現在 85 名の委員が活動していますが、人口減少と高齢化率の上昇に伴い、将来、民生委員児童委員のなり手の確保が難しくなる可能性があります。

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

そのうえで、民生委員等が福祉活動のリーダーとして地域にかかわり、次世代を担うボランティア精神をもった者の育成が重要です。よって地域住民に民生委員等の活動状況と役割を理解してもらうことが必要です。

(施策の方向性)

- 1 住民からの期待に応えられる活動を展開できるように、民生委員等と区などの地区組織との日常的な活動交流や情報交換を実施し、住民には民生委員等の活動状況の周知を行います。
- 2 地区社会福祉協議会の事業に民生委員等も参画し、地域のつながりを住民全体で考え支えていきます。また、民生委員等が活動しやすい環境づくりに取り組んでいます。

(主な内容)

- 民生委員等の名前や役割を市民にPRします。
- 民生委員等の資質の向上のための研修会を開催し、自主的な研鑽活動の支援をします。
- 民生委員等同士交流や情報交換の場を設けます。
- 地域においては、老人家庭相談員など地区独自の相談活動を行っている方々と共に、区等の活動に民生委員等もかかわる機会を持たせ、情報交換や地区住民の支援を協同で行います。
- 民生委員等が、地域で支援が必要な方の処遇について、市関係課へ速やかに連絡できるように市と連携を図っていきます。
- ふれあいサロンなど地域で実施するような行事に対して、地区社会福祉協議会、地区の民生委員等、地区独自のボランティア団体、地域住民たちを結びつけるように支援していきます。

第3節 Ⅲ 地域福祉を支援するネットワークの構築（公助）

（1） 各種相談機関等の支援体制と役割

（現状と課題）

生活課題が多様化する中、身近に相談できる人がいないことや相談先がわからないために、問題を抱え込んだり孤立したりしてしまう人がいます。

そういった方を、地域の民生委員等と連携しながら、公的な各種相談機関へ結びつける必要があります。各種相談機関には、それぞれ専門的な知識をもった相談員が配置されています。

市民がどこにどんな相談に行けばいいのか、誰に相談すれば専門的な相談に結びつくのか、周知していく必要があります。

各相談機関が、専門性を活かし他の機関や地域の民生委員等との連携を図ることで、問題を解決していくことが重要です。

（施策の方向性）

各種相談窓口をわかりやすく市民に周知し、安心して専門的な支援が受けられるような体制を作っていきます。

- 1 住民にわかりやすいように、市広報に掲載したりパンフレットを窓口配置したりするなど、相談機関の役割や内容を紹介します。
- 2 各種相談機関の相談員等に対し、地域ケア会議や奥越地区障害者自立支援協議会の場等での研修を活用し、相談員等の資質の向上を図ります。
- 3 必要な方に対するケース会議を開くなど、それぞれの相談機関が連携できるよう図ります。
- 4 地域の民生委員等の研修会等で、各相談機関の役割や内容を紹介し、共に住民に対し支援できるような環境作りを図ります。

福祉に関する主な相談機関の一覧

名 称	内 容	場 所
健康長寿課 福祉・児童課	健康・福祉全般に関わる相談	福祉健康センター 「すこやか」
困りごと支援センター 「らいと」	生活のしづらさ全般の相談 (特に経済的な困窮状態)	
地域包括支援センター 「やすらぎ」	高齢者全般に関する相談 (高齢者虐待を含む)	
成年後見サポートセンター 「ささえ愛」	成年後見制度など権利擁護に関わる 相談	
障害者生活支援センター	障害者、難病患者などの生活、就労 など全般に関わる相談	
障害者虐待防止センター (福祉・児童課内)	障害者虐待に関わること	
子育て相談室 (家庭児童母子父子)	子育て全般に関する相談(児童虐待、 DV含む)	
勝山市社会福祉協議会	福祉全般に関わる相談	
地域子育て支援センター	主に未就園の子育て家庭に対する育 児相談	市民交流センター 2階
まちなか Café	生活支援コーディネーターを配置 し、誰もが気軽に立ち寄りやすく相 談できる場所	勝山サンプラザ 2 階
居宅介護支援事業所	介護保険サービス全般に関わる相談	市内に 10 か所 (注 1)
指定特定(障害児)相談 支援事業所	障害福祉サービス全般に関わる相談	市内に 3 か所 (注 2)

注 1) 令和 4 年 2 月 1 日現在。詳しくは健康長寿課まで

注 2) 令和 4 年 2 月 1 日現在。詳しくは福祉・児童課まで

◎虐待等に対応するネットワーク

以下の組織で現状報告やケース検討会などを行います。

- ・高齢者等虐待防止ネットワーク会議…高齢者・障害者虐待に関すること
- ・要保護児童対策地域協議会・児童虐待防止ネットワーク会議…児童虐待に関すること

(2) 生活保護に至る前の相談体制の構築

(現状と課題)

勝山市においては、保護率が 1.70%（令和 2 年度末 18 頁参照）と全国的にみても非常に低い状況です。（参考 全国平均 16.5% 平成 31 年 2 月数値）

勝山市の保護率が低い一因として、生活保護に至る手前の生活困窮に関する相談で、各種制度など他法他施策の活用や、福祉に関する主な相談機関（前頁参照）との連携を行っていることが考えられます。

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情など人それぞれ原因や状況は異なりますが、問題を抱えて生活が困窮状態になっている世帯は、潜在していると考えられます。潜在的な生活困窮世帯を早期に見つけ問題解決へと導いていくことが必要になってきます。

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、勝山市においても「第 2 のセーフティネット」を強化するものとして、前述のような課題を抱える生活困窮者等に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施していくための相談窓口、勝山市困りごと支援センター「らいと」を社会福祉協議会に設けました。

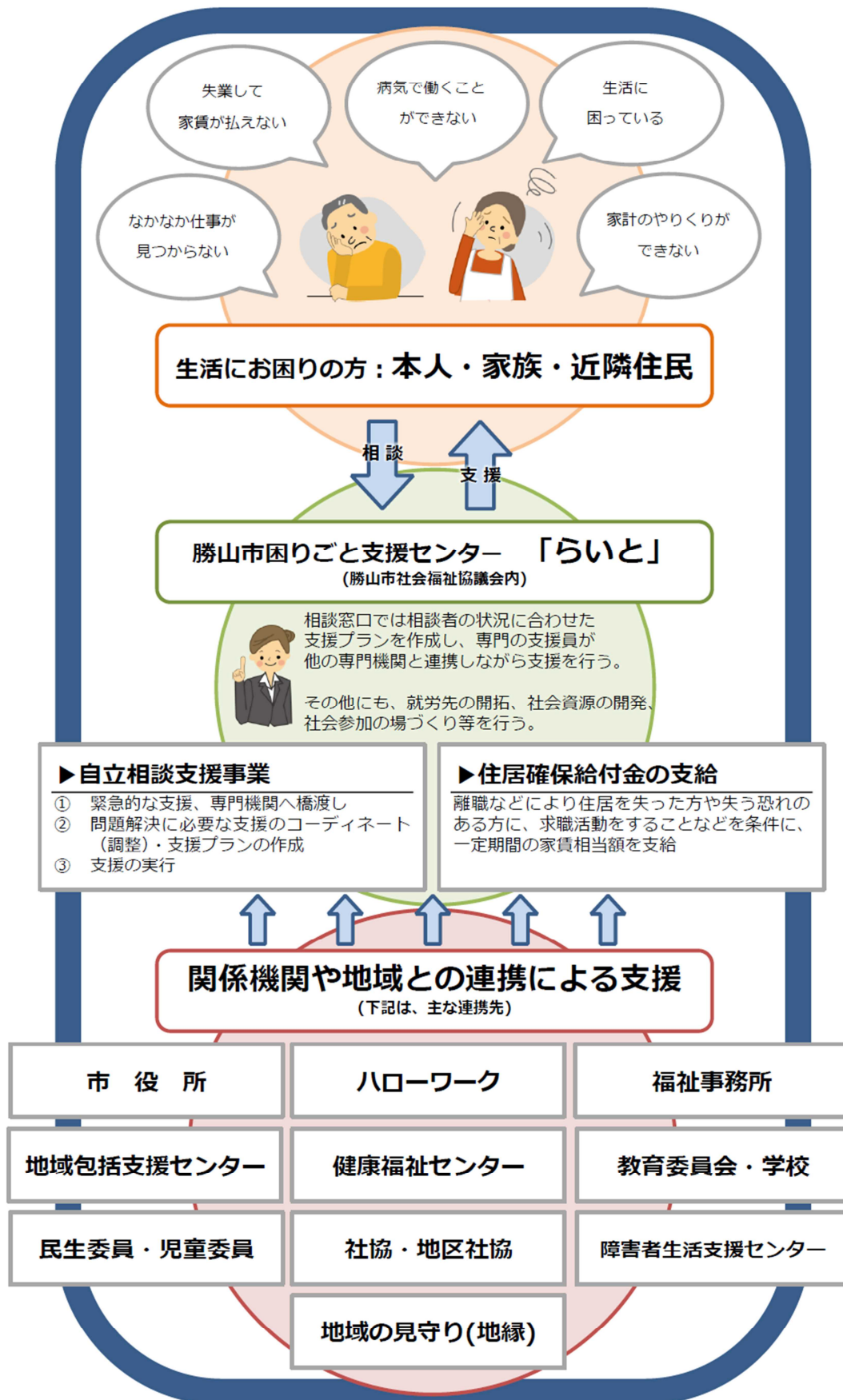
この窓口を周知し、民生委員・児童委員など生活に密着している関係機関と連携を図り、生活困窮世帯を早期に見つけ、地域で生活を継続できるよう支援をしていく必要があります。

(施策の方向性と内容)

現在、経済的に困窮している、または生活する上での種々の問題を抱えることで、経済的に困窮状態に陥ると予測されるような方々を、早期に見つけることで、安定した生活ができるように支援していきます。この相談窓口を市民、地域に根ざしている民生委員等に周知し、来所しやすい環境を作ります。

- 1 市広報などを使い、困りごと支援センター「らいと」の周知を行います。
- 2 相談支援員の資質の向上のために研修を行います。
- 3 相談者に対して関係機関との連携と情報共有を行います。
- 4 相談者が生活保護に至る前に、あらゆる制度を活用しその人に合った支援をしていきます。
- 5 社会資源の一つである「地域のつながり…地縁」を活用していきます。

○生活困窮者自立支援制度の概要



(3) 成年後見制度の活用

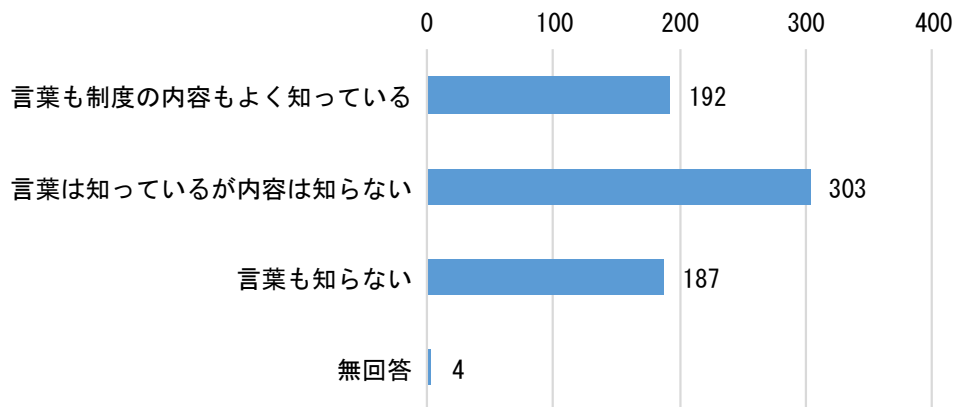
(現状と課題)

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な方の権利を擁護するための制度です。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるにもかかわらず、全国的には制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうしたなか、勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町で構成するふくい嶺北圏域において、行政及び関係団体が連携して、成年後見利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間とする）を策定しました。

「成年後見制度」を知っていますか



資料：住民意識調査

(施策の方向性と内容)

「ふくい嶺北圏域成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、他の参加市町と連携、協力し、成年後見制度の利用促進に係る施策を段階的・計画的に進めていきます。

基本目標

権利を守り、支えあいながら、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるまち

基本方針

- ① どの地域に住んでいても必要な人が利用できるしくみ
- ② 本人がメリットを実感できるしくみ
- ③ 安心して利用できるしくみ

施策の内容

- 1 必要な人が成年後見制度を利用できるネットワークづくりを行います。
- 2 制度のしくみや利用方法について、広報活動や研修を通して普及啓発を行います。
- 3 一般的な相談だけでなく、困難事例や専門的な相談にも対応できるよう相談体制の構築を図ります。
- 4 他市町や関係機関と連携しながら、後見人の担い手育成や支援に努めていきます。
- 5 経済的な事由や居住地にかかわらず、誰もが同じように制度を利用できるよう圏域内の運用基準の統一を図ります。
- 6 申立相談、受任者調整、後見人への継続的な支援ができる体制を整え、関係機関と連携して支援を行います。
- 7 国が策定した「意思決定ガイドライン」を活用し、本人の意思を尊重した後見人の業務が行われるよう支援します。
- 8 後見人の活動が適正に行われるよう相談・助言を行い、研修会を通して不正の未然防止に努めます。

（４） 社会福祉協議会とともに

（現状と課題）

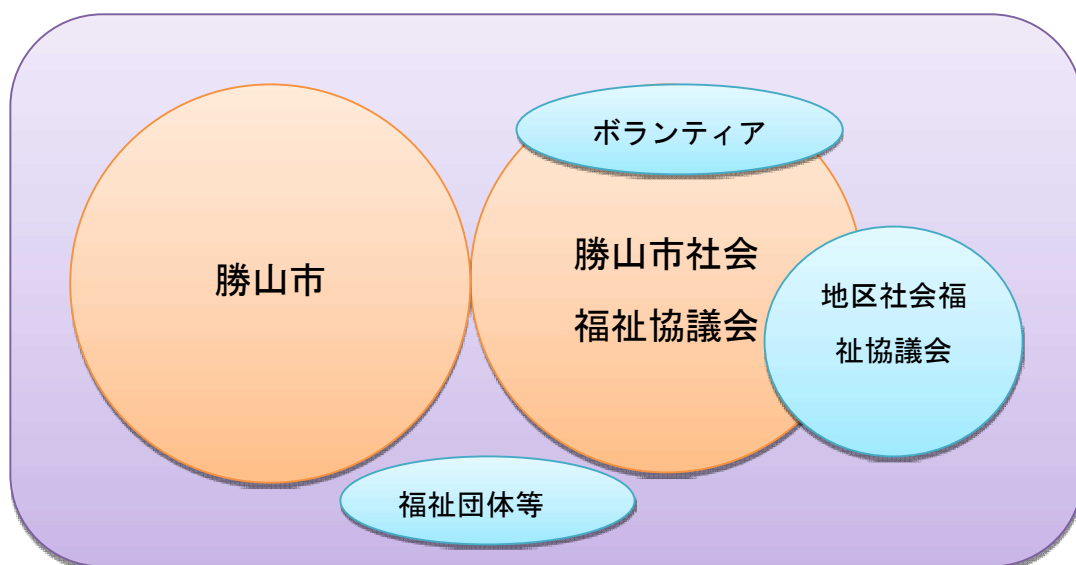
勝山市は、各種施策に基づいて事業を実施しています。その中で、市社会福祉協議会との協働・連携による事業が多くあります。

市社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体として「人と人がつながる元気がでるまちづくり」を目指し様々な事業を展開しています。

社会情勢の変化に伴い子育てに悩む親世代、高齢者の孤立、児童や障害者及び高齢者への虐待、自殺者の増加、失業等による生活困窮などが課題になっています。制度の狭間にある課題を抱えた方々が相談でき、課題解決に向かうことができるよう支援しています。

（施策の方向性と内容）

- 1 市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が連携を深め、それぞれの役割を地域のなかで果たせるように努めます。
- 2 地域の困りごとが市や社会福祉協議会に届く、または地域の中で解決していくためのマネジメントができる体制づくりに努めます。
- 3 各地域で地区社会福祉協議会がふれあいサロン事業を開催し、支え合う体制を支援します。
- 4 地域いきいきボランティアポイント事業とボランティアセンターとの連携を支援します。
- 5 各種相談事業における相談員等の資質向上を支援します。



第4節 IV 地域福祉を支援する仕組みづくり

(みんながつながって見守り続ける)

(1) 災害時避難行動要支援者登録活動の活用

(現状と課題)

自助・互助・公助（共助）といったものが一連でつながることにより、地域、市民全体で一人ひとりの問題を解決していくことが必要になってきています。

まず、区などの地域では身体の状態や高齢者のみの世帯など、もし災害が起こった時に手助けが必要な方が誰なのかを知ること、そして支援が必要な方自身も「一人では行動できない」など、地域住民に自分の状況をわかってもらうことが必要です。

災害時避難行動要支援者の登録活動は、市で定めた登録者の基準はあるものの、まず班長、町内会長、区長をとおして個別に自分の身体の状態等が記載された個人情報などを区などに提示することに同意し、個別支援計画として策定し、最終的に市から区などに情報提供しています。

災害時避難行動要支援者の基準に該当する方が、ひとりでも多く登録してもらえるように周知していく必要があります。

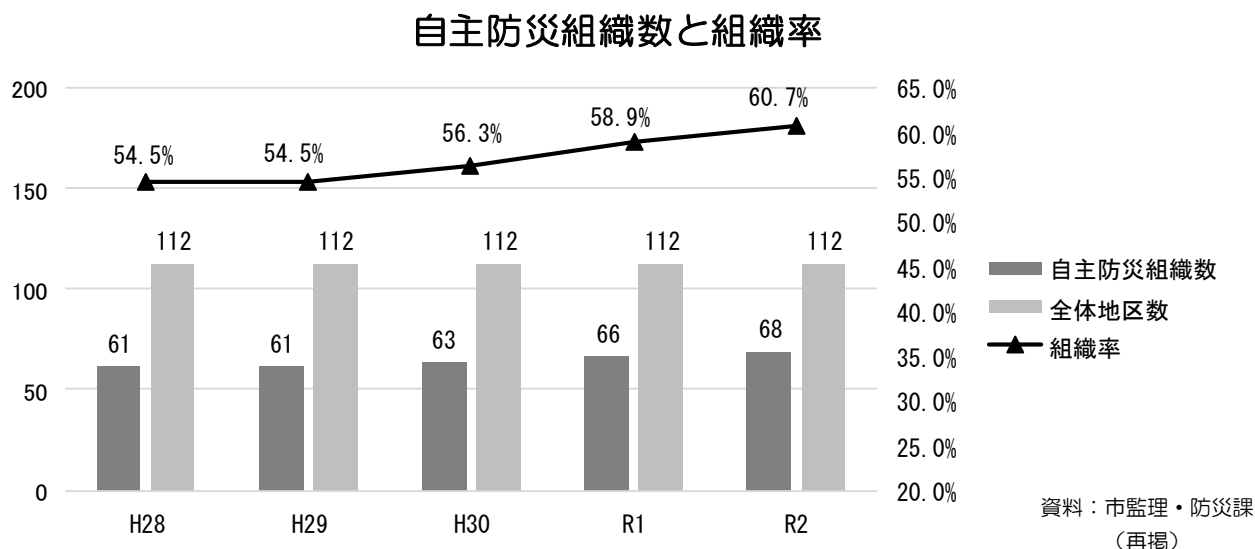
(施策の方向性と内容)

地区内の見守り活動のきっかけや一助として、災害時避難行動要支援者の登録活動を活用し、地域内の見守りの重要性の認識を高めていきます。

1 避難支援者の登録の推進

区長や自主防災組織の方々に制度を理解してもらい、災害時には要支援者を区や自主防災組織、近所等で誰がどうかかわって避難をしていくかを話し合っているよう、区長会の場にて説明していきます。

2 避難行動要支援者の登録率が上がるよう、市民に対して登録の推進の広報活動を行います。



(参 考)

避難行動要支援者登録者の基準

(避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 勝山市地域防災計画より)

要介護者	要介護 3～5 の者	
高齢者	65 歳以上の者のみで構成する高齢者世帯のうち要支援 1・2、要介護 1・2 の者	
障害者	身体障害者	身体障害者手帳 1～2 級
	知的障害者	療育手帳 A1～A2
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1～2 級
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有する者（老老介護、日中独居、病弱な者等）で、支援を希望する者	

地域における避難支援体制の構築

勝山市地域防災計画に定めるように、各地区は自主防災組織を有し、災害予防活動等を行っています。災害時における避難行動要支援者の支援については、日ごろより近隣住民及び町内会の組織の中において協力体制を構築するとともに、迅速に避難支援できるように避難行動要支援者に対して避難支援者を決めるなど自主防災組織の連携体制を整えておくことが必要です。

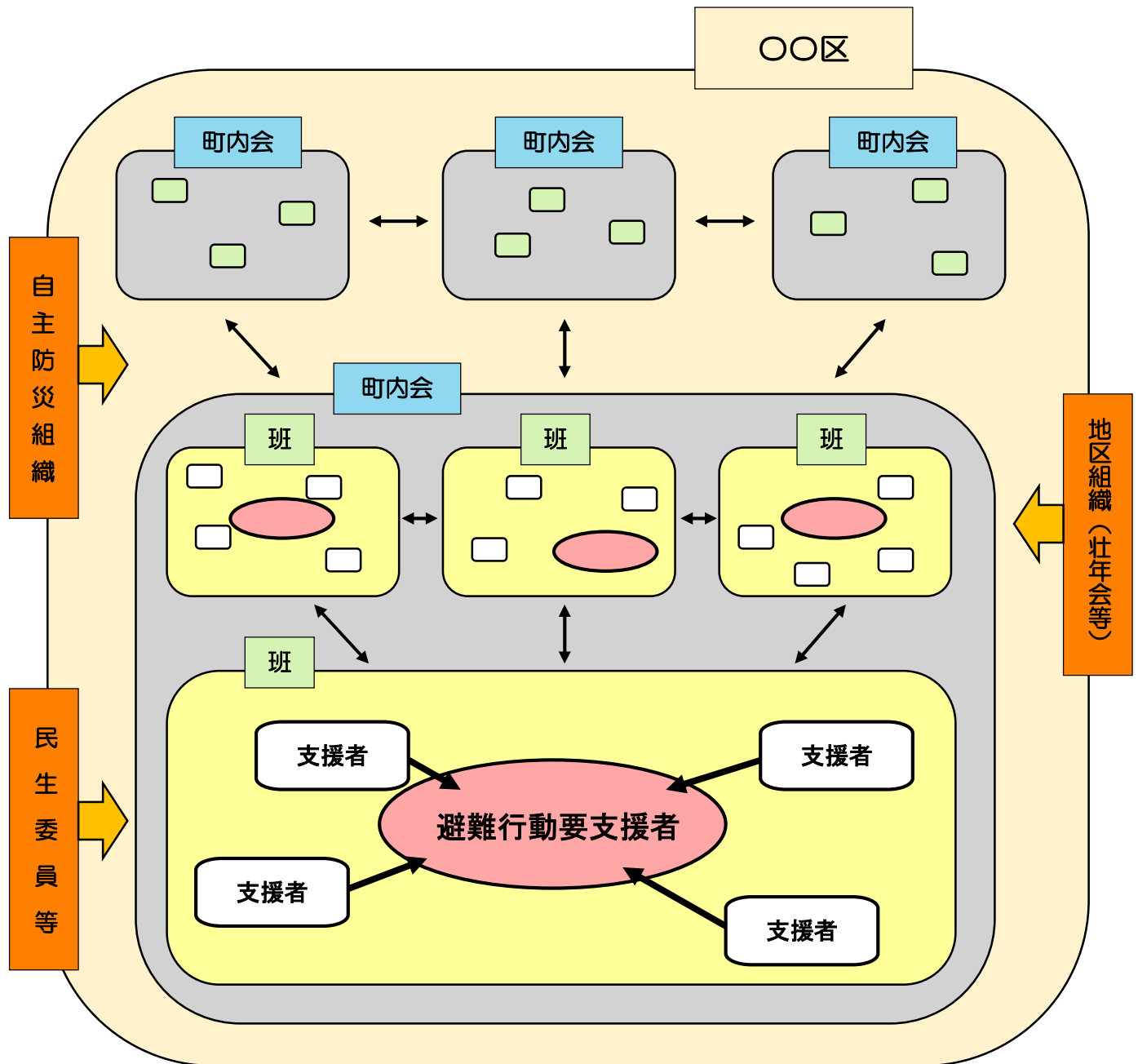
地区には自主防災組織のほかに、壮年会や婦人会、老人会、子ども会育成会などの組織が構成されていますが、災害時にこれらの団体、組織の協力により避難支援や安否確認等の作業が行われるよう、話し合いの機会を設け、連携を図ることも地域の防災力を向上する一つの方策です。

(勝山市避難行動要支援者避難支援計画

第 3 章 地域ぐるみの避難支援体制づくりより抜粋)

地区の組織構成の違いや特性により支援体制の形態は異なるが、おおむね下記の図に示すような形で構成することが想定されます。

避難行動要支援者に対する支援体制（イメージ）



(2) 地域で見守る体制づくり

(現状と課題)

高齢者のひとり暮らしや老夫婦世帯が増加しており、地域の中で支え合える仕組みづくりが強く求められています。勝山市では、ガスや電気、新聞など個人のお宅に配達等がある事業所と、平成 24 年に「地域見守り活動協力に関する協定」を結びました。これにより、配達や集金など日常業務の中で異変に気づいた際に、市へ情報提供を行っていただくことになりました。

また、高齢化の進行により、認知症高齢者が増加しています。そのため、徘徊等で行方不明になった場合に、地域見守り協定事業所や協力介護サービス事業所など関係機関と連携し、いち早く不明者等の発見につながるよう連携を図っています。

地域見守り協定事業所は、平成 27 年に、コンビニエンスストアやタクシー、運送会社など、令和 2 年には、金融機関などの事業所が追加されました。現在は、合計 28 事業所 1 協会（17 事業所加入）の協力を得て、地域の見守り活動を推進しています。

今後、高齢者等を地域で見守る役割はますます大きくなっていきます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すために、地域見守り協定事業所や高齢者を取り巻く地域の組織、地域住民に対しても、見守り活動などについての理解をいただくことが重要です。

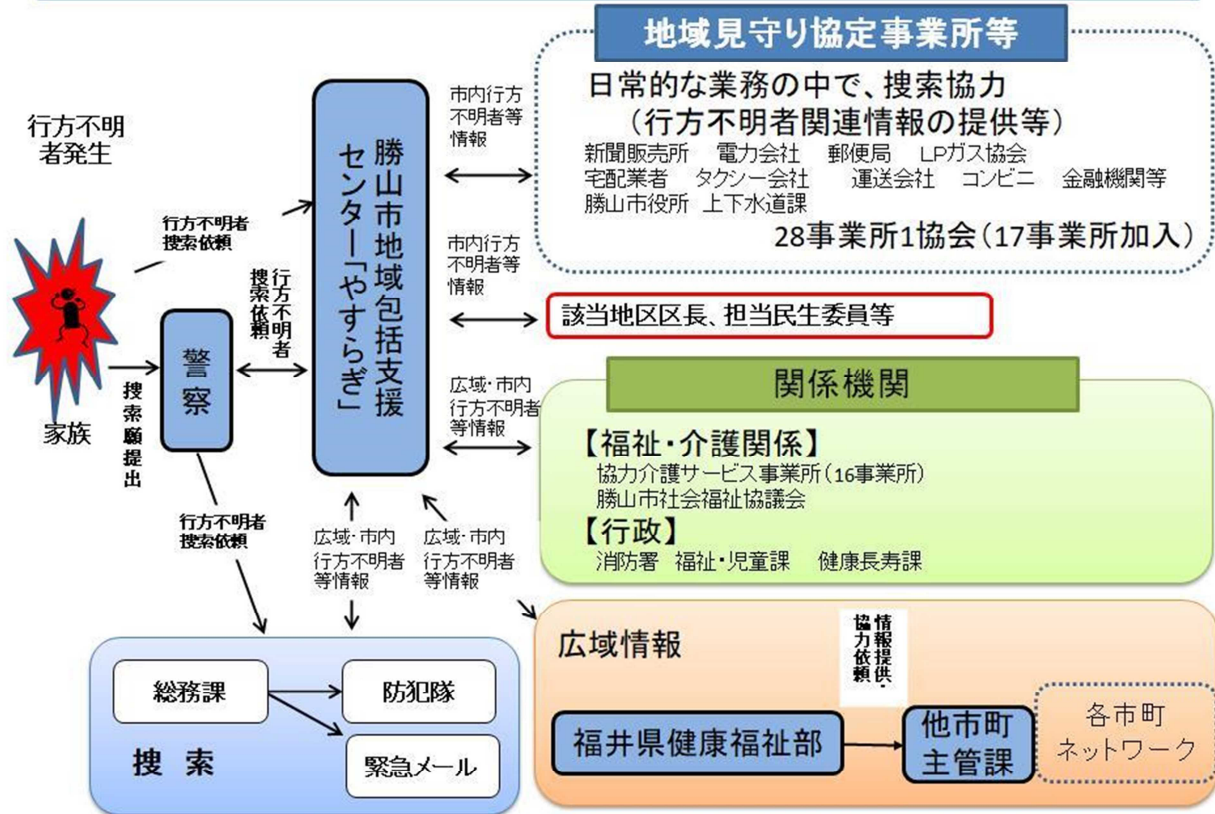
(施策の方向性と内容)

地域見守り協定事業所や、自主防災組織をはじめとする地域の組織、地域住民などと連携した地域の見守り活動の促進を図ります。また、自分の身を守るための方法を周知する取り組みを行います。

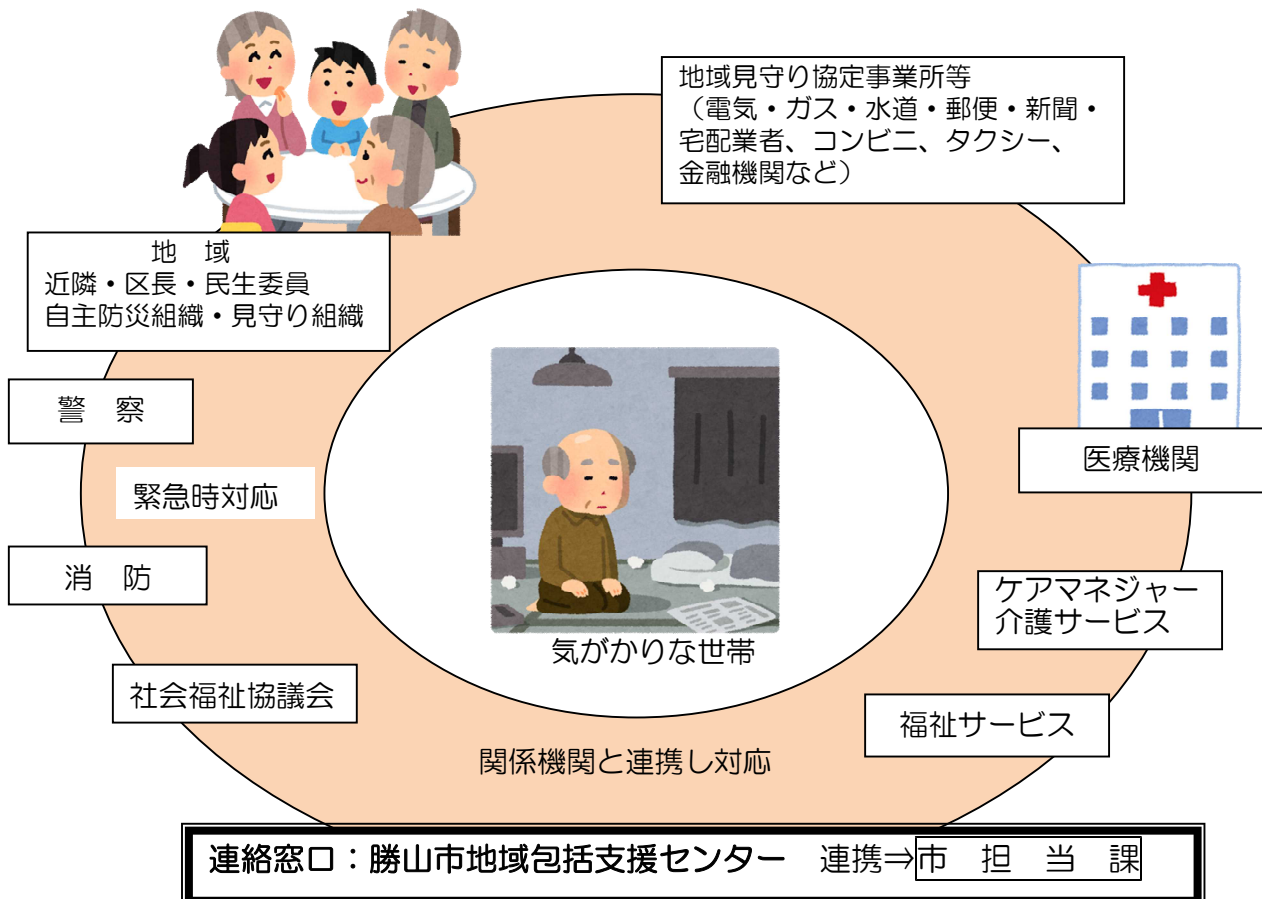
- 1 地域見守り協定事業所や地域の組織、地域住民などに対して、見守り活動や認知症などについての普及啓発と理解の促進を行います。
- 2 見守り協定事業所を増やすための P R を行い、協力事業所の拡大を図ります。
- 3 地域いきいきサポーターや認知症サポーターなど、認知症の理解や見守りの視点を持った人材を養成します。
- 4 見守り体制の普及啓発や、自分で自分の身を守るための方法を周知します。



勝山市行方不明高齢者等情報提供体制



勝山市 地域見守り活動イメージ



(3) まちなかでの憩いの場で「みんなで見守り・支え合う」

(現状と課題)

人口減少とともに、団塊の世代が高齢となった現在、支え合う者が高齢者同士になっており、今後もその傾向は大きくなると想定されます。

また、平成 12 年度に介護保険制度が始まってから 20 年余りが経過し、高齢者が抱える福祉課題・生活課題は、社会的孤立とかかわりが深いこと、また高齢者に限らず、すべての人々に起こりうるもので、共通した要因であることが多いこともわかってきました。

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護保険サービスの提供だけではなく、地域の資源を活用しながら、在宅での生活を継続していくことが求められてきています。

(施策の方向性)

1 「まちなか Café」の設置

住民誰もが、お互いに助け合いながらこの地域で生活するにあたり、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るための拠点として、誰もが気軽に立ち寄ることができ、介護予防活動、生きがいづくり、情報の拠点として高齢者の集中している勝山地区のまちなかに設置してある「まちなか Café」を継続的に運営していきます。

2 「まちなか Café」の位置付け

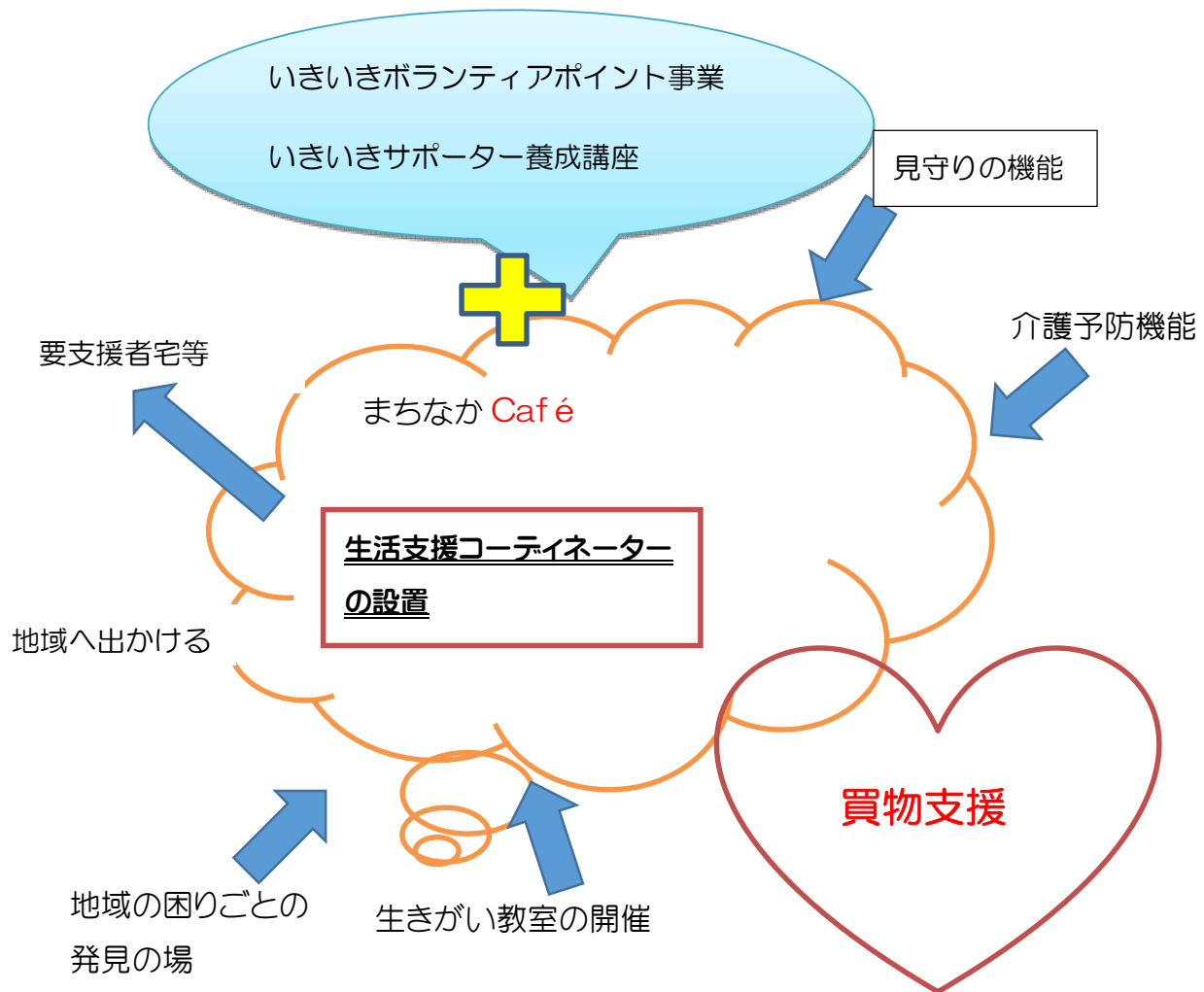
「まちなか Café」を拠点に「誰もが気軽に立ち寄れ、交流することができ社会とつながりを持てる場」として運営します。

運営については、市内社会福祉法人の中の 5 法人合同による地域貢献事業として位置付けます。

3 生活を支え合う仕組みづくり

地域で生活を継続していくために、「生活支援コーディネーター」を配置し、医療・介護のサービスに限らず、地域の多様な取り組みをコーディネートしていきます。また、生活支援コーディネーターと多様なサービスの提供主体者が参加する「協議体」を設置し、定期的な情報や課題を共有することにより、生活を支える仕組みづくりを推進していきます。

まちなか Café を拠点にした、新たな支え合いの仕組みの構築



第5節 V 健康と福祉の拠点の活用 （みんなが集う場所）

（1）福祉健康センター「すこやか」の活用

福祉健康センター「すこやか」は、平成17年の建設から15年余りがたち、市民にとって福祉・保健の拠点施設として、年間を通じて多くの市民が利用しています。今後も市民のための施設として有効的に活用していくことが大切です。

1 総合的な福祉・保健相談機能の充実

福祉と保健が連携し、福祉・保健・医療にわたるサービスの調整や提供を行っています。

地域包括支援センター「やすらぎ」、子育て相談室、障害者生活支援センター、家庭児童相談室、成年後見サポートセンター「ささえ愛」、困りごと支援センター「らいと」を設置し、それぞれが連携して市民の支援にあたっています。

《実施事業》

障害相談（発達障害含む）、高齢相談等の福祉サービス、生活困窮相談、子育て相談、家庭児童相談、母子父子相談、こころの相談、健康相談、結婚相談、高齢者総合相談、育児相談等福祉・保健・医療の連携をした幅広い対応

2 保健事業の充実

診察室や歯科診察室、検査室等が完備され、健康診査等の保健事業がスムーズに行えます。がん検診と特定健診を同時に実施するなど、健診を受けやすい体制づくりにも取り組んでいます。施設の機能を活用し育児教室や健康教室など乳幼児から高齢者までその年代に応じた健康づくりの取り組みを行っています。

《実施事業》

① 各種健康診査事業など

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査、歯科健康診査、特定健診、がん検診、発達相談会、ことばの育ちの教室

② 栄養改善指導事業

食生活改善のための研修や実習、食生活改善推進員活動、離乳食の教室・相談・指導

③ 健康増進活動の支援

健康づくりのための啓発、情報収集・提供事業、講演会・研修・健康教室・相談

3 交流の場の拡大

施設内には高齢者連合会の事務局や社会福祉協議会等があり、高齢者や障害者、健康づくり団体、ボランティア団体など市民がふれあう場としての活用を図っています。

《実施事業》

① 生きがいづくり事業

高齢者や障害者の生きがい講座や趣味の講座、サークル活動、障害者文化教養講座。

② 生涯学習及び学校教育における「福祉学習」、「福祉教育」に対する支援。

③ たまり場 Café の開催。

若年層で精神疾患や発達障害者、ひきこもりなどの当事者同士のピアカウンセリング（※5）も含んだ、居場所の提供。

④ 市民に対する福祉の啓発

すこやかフェスタの開催、啓発講座開催。

4 ボランティアの育成・支援

ボランティアセンターを設置し、ボランティア相談や会合の場、ボランティア活動者・一般市民を対象としたボランティアを養成する講座を開催するなど育成支援に努めています。

《実施事業》

① 地域福祉を支える人材育成

勝山ボランティア団体交流会の開催、ボランティア研修会の開催、福祉学習交流会の開催、地域ぐるみ福祉学習支援。

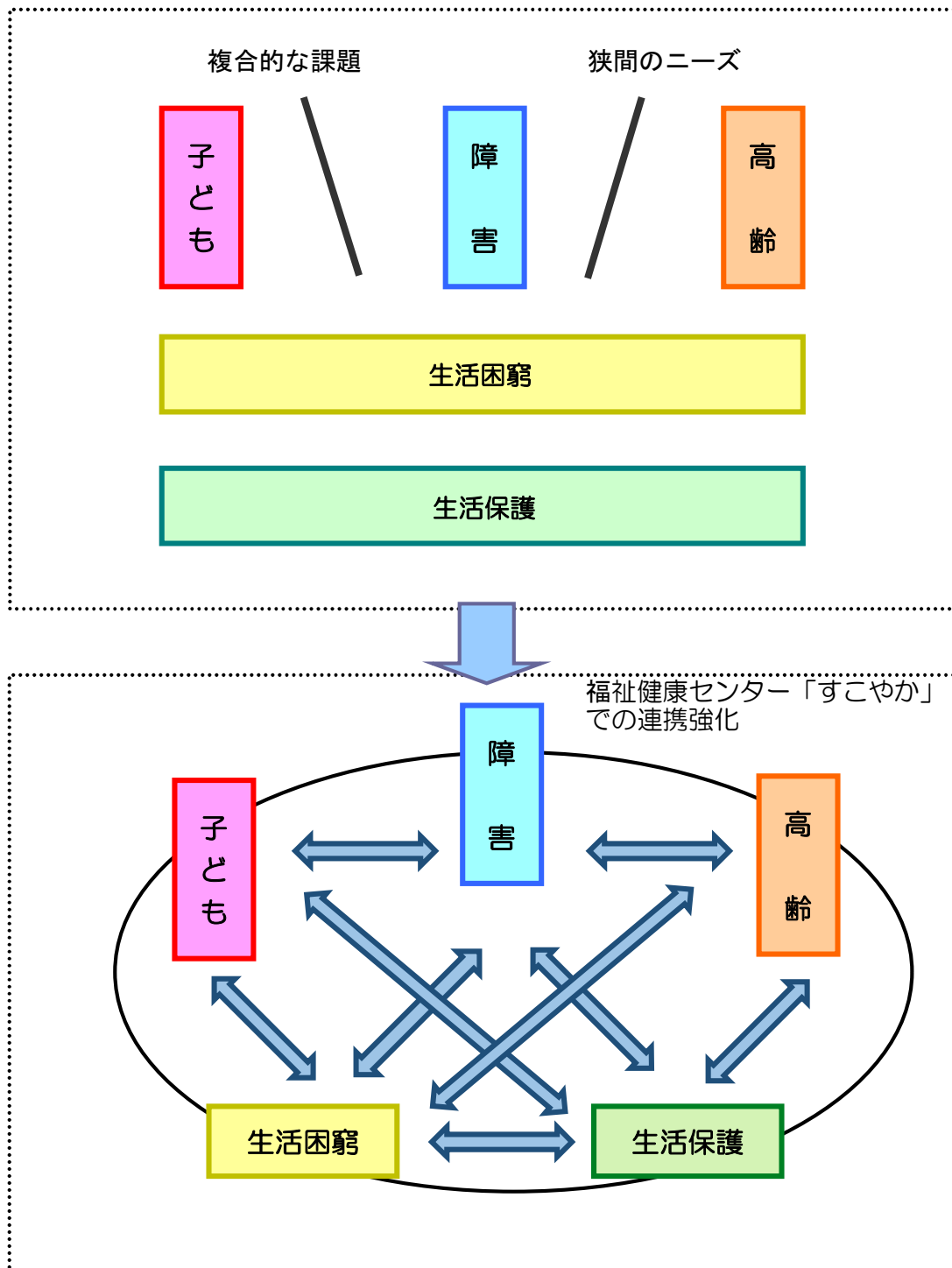
② ボランティア団体の活動拠点の提供

(2) 重層的支援体制の構築

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、ヤングケアラー問題（※6）、8050問題（※7）、障害者の親なき後問題（※8）、貧困の連鎖等、従来の属性（高齢者、障害者、子ども、生活困窮等）別の支援体制では対応が困難な場合があります。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず全ての住民を対象に、既存の支援機関を活かしながら「断らない包括的な支援体制」の構築が重要になってきます。

福祉健康センター「すこやか」には、福祉・保健の窓口や相談機関が置かれており、概ね連携がとれていますが、さらなる連携強化を図ります。



語彙説明

1 SDGs (P.4)

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）。2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

2 フォーマルサービス (P.40)

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援のこと。

3 ノーマライゼーション (P.43)

障害のある人も、障害のない人と同様の生活ができるように支援するべきという考え方。

4 SNS（ソーシャルネットワークサービス） (P.45)

社会的ネットワークの構築のできるサービスで、インターネット上のウェブサイトであればコメントなどのコミュニケーション機能を有しているブログや電子掲示板をさし、Facebook、LINE などが SNS の一つとして情報発信や情報交換の手段となっている。

5 ピアカウンセリング (P.64)

同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリング。

6 ヤングケアラー問題 (P.65)

ヤングケアラーは家族のケアをするために、家事やサポートを日常的にする子どもたちを指します。学力や交友関係、健康面等への影響が問題となっています。

7 8050 問題 (P.65)

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題です。背景に子どものひきこもりがあります。

8 親なき後問題 (P.65)

親がいなくなった後、障害のある子の生活を、誰がどのように支えていくのかという問題。

*「障害」という表記について

障害や障害者を表記するときは「障がい」「障碍」などで表記することがあります。計画では、「障害者基本法」など法律等で使用されている用語が「障害」となっていることから「障害」と表記しています。

計画策定の経過

年 月		内 容
平成 30 年	9 月～10 月	地域福祉計画策定にかかる住民意識調査実施
令和 元年	4 月～ 3 月	子ども・子育て支援事業計画 健康増進計画・自殺対策計画 障害者福祉計画 策定
令和 2 年	4 月～ 3 月	老人福祉計画・介護保険事業計画 策定
令和 3 年 令和 4 年	5 月 21 日	担当職員による 地域福祉計画策定に関する打ち合わせ
	6 月 16 日	市議会総務文教厚生委員会説明
	7 月 5 日	実務作業部会 第 1 回目
	9 月 24 日	実務作業部会 第 2 回目
	11 月 4 日	検討会議 第 1 回目
	11 月 8 日	実務作業部会 第 3 回目
	12 月 8 日	市議会総務文教厚生委員会説明
	12 月 23 日～ 1 月 22 日	パブリックコメント期間
	1 月 24 日	実務作業部会 第 4 回目
	2 月 8 日	検討会議 第 2 回目
	2 月 15 日	市長へ第 4 次地域福祉計画（案）提出
	3 月 1 日	市議会へ議案として上程
	3 月 11 日	市議会総務文教厚生委員会説明
	3 月 24 日	市議会にて議案を可決

検討組織

勝山市地域福祉計画検討会議（敬称略）

委員長：杉平 信夫 副委員長：谷出 雅博

	所属（各計画名）	職名	氏名
1	勝山市区長連合会	会長	杉平 信夫
2	勝山市社会福祉協議会	事務局長	谷出 雅博
3	福井県奥越健康福祉センター	所長	齋藤 智子
4	健康増進計画・自殺対策計画	代表	三寄 静代
5	老人福祉計画・介護保険事業計画	代表	中村 純子
6	子ども・子育て支援事業計画	代表	山岸 登美子
7	障害者福祉計画	代表	森下 秀代
8	民生委員児童委員協議会	会長	竹内 芳昭
9	勝山ボランティアセンター 運営委員会	委員長	嶋田 憲一
10	地区社会福祉協議会代表	コーディネーター	阿部 雅雄
11	健康長寿課	課長	櫻井 陽子
12	福祉・児童課	課長	西 美智子

実務作業部会

	所属	職名	氏名	担当分野
1	福祉・児童課	課長	西 美智子	総括
2	健康長寿課	課長	櫻井 陽子	総括補佐
3	健康長寿課 介護福祉係	係長	小林 真紀	介護・老人
4	健康長寿課 高齢者福祉係	係長	牧野 聡暢	介護・老人
5	健康長寿課 地域包括支援係	係長	宇都宮 美枝子	介護・老人
6	健康長寿課 母子保健係	課長補佐	織田 優子	健康増進
7	健康長寿課 健康増進係	係長	中川 真樹子	健康増進
8	福祉・児童課 子育て支援係	係長	森下 卓巳	子育て
9	福祉・児童課 子育て支援係	児童センター (総括所長)	木下 美由紀	子育て
10	福祉・児童課 子育て相談室	室長	松井 香織	子育て
11	勝山市社会福祉協議会	主任 (社会福祉士)	反保 真弓	地域福祉 生活困窮
12	福祉・児童課 社会福祉係 (事務総括)	課長補佐	天立 敬紀	地域福祉・障害
13	福祉・児童課 地域福祉係	係長	椿山 浩章	生活困窮・障害
14	福祉・児童課 社会福祉係	事務補助	北内 美由紀	事務補助